

令和元年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月10日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸
総務課長 遠山一郎	町民課長 市川清美
企画課長 竹重和明	教育次長 市川正彦
建設課長 荻原義行	農林課長 片桐栄一
観光商工課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子
庶務係長 羽場雅敏	
代表監査委員 関 淳	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時42分

議長（森本信明君） おはようございます。これから本日、9月10日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材、撮影としなの毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

ここで、小平副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。小平副町長。

副町長（小平春幸君） 皆さん、おはようございます。昨日の滝沢議員のご質問で、町有地の契約状況についてお答えをさせていただきたいと思っております。

本年の4月現在で町有地の区画が約1,500区画あるわけですが、現在、1,085区画の契約をされています。そのうち、建物が建築をされているのが約800区画ということで承知をしているところです。

この1,085区画については、5年前と比べまして82件ほど減少をしております。また、平成28年から平成30年の3年間の間に契約が満了した物件について28物件あるわけですが、契約を更新をされたのが24物件であります。また、同3年間の中での契約の解除の件数は46件ございました。また、3年間の中で新規の契約は全くなく、ゼロ件だったということでもあります。

全体の状況といたしましては、近年は大規模施設が撤退をする、また契約者の高齢化等により契約者数は毎年約1%ごとぐらい減少傾向にあると、そういった状況であります。

以上です。

議長（森本信明君） 本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（森本信明君） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、**8番、村田桂子君**の発言を許します。

件名は **1. 町長の政治姿勢を問う**

2. 索道事業について

3. 交通政策についてです。

質問席から願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） おはようございます。本日、トップバッターですが、頑張ります。

両角町長におかれましては、日々町民の平穏な暮らしを守るためのご努力お疲れさまです。さて、私の質問の第1点目は、町政について、まずこれだけはその方向性に

ついて伺っておきたいというもので、一括して申し上げます。

1点目、水道事業の公営堅持について、前回、私は、前町長に対し水道事業の堅持を質問し、町が責任を持ってとの答弁をいただきましたが、同じ質問を両角町長にもお伺いいたします。

国は、水道下水道事業について、その運営を、これまでの公共自治体から民間の参入を可能にした法律の改定を強行しました。しかし、既に実施されている世界の国々でその弊害が際立ち、民間から公共へ戻していることもお示しし、立科町では先人のご努力で築き上げてきた用水と飲料水の安全で安定的な供給のためには、この先も町営堅持を求めるものです。町長のご見解を伺います。

2点目は、防衛省への名簿提出についてです。

当町では、防衛相の求めるままに適齢期の青年の名簿を紙ベースで提供していると聞きました。戦争法、新安保法施行後、自衛隊への応募者が激減し、防衛大学卒業後の自衛隊の任官率も低下しています。後方支援といいながら、アメリカと一緒にどこまでも出かけ、武力行使ができる状況ができ上り、さらに憲法をかえて戦争行為について歯どめもなくそうという安倍政権のもとでは、自衛隊員が海外で命を落とす危険性が高まっているからです。

そんな折、自衛隊が隊員確保のための勧誘を強化し、自治体に適齢期の青年の名簿提出を依頼するということが起こっています。国からの依頼とはいえ、青年の人権にかかわる問題です。本人に断りなく、個人情報を提供することは許されないと考えます。少なくとも、町自ら提供することではない、町自らの提供はやめるべきではないか、町長のご見解を伺います。また、当町ではいつからどんな形で応じているのか、その実態を明らかにするよう求めます。

3点目は、弱者対策の推進とはです。

町長はその所信表明の中で、弱者対策の推進を掲げられました。具体的にはどのようなことをお考えなのか、まずお聞かせください。その上で、これまで私が求めてきた事柄、公共施設、役場庁舎と公民館のバリアフリーについてはどのようにお考えか、また聴力の衰えでコミュニケーションがとれなくなる高齢者などが増えていますが、これへの対策として補聴器取得への補助制度を新設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして次、4点目は、所信表明より、きめ細かな子育て支援とはです。

具体的にはどんなものか、まずお伺いしたい。医療費の自己負担分をなくすことについては、昨年8月より18歳以下の児童については窓口支払いが現物給付となり、1医療機関につき、月額500円で済むようになりました。しかし、月500円とはいえ、病院でも診療科が違えばその都度払い、薬局でも払い、兄弟がいればその分また同様負担となります。県内には、窓口負担を文字どおり無料にしている自治体があります。当町でも実施して、文字どおりの無料制度をつくり、子育て支援策を強化すべきでは

ないでしょうか。

そして、子育て支援のもう一点は、保育料無償化に伴う副食費の徴収についてです。政府は、子育て支援の一環として、幼稚園、保育園などの保育料の無償化を打ち出しました。認可保育所を含めて対象になります。雇用形態が不安定なものになり、若い世代が経済的に厳しい状況に追いやられている現状から、長年の運動が実ったものであり、一步前進と考えます。

しかし、副食費は、その対象からはずれ、徴収することになっています。本来、保育の一貫であり、それゆえ保育料の中に含まれていた経過があります。10月の消費税増税実施とともに保育料無償化が実行されますが、同時に副食費の徴収も始まります。

そこで質問ですが、副食も子供たちの健全な発育に欠くことのできない保育の一部であることを考えると、町が無償にして、文字どおり、町の子供を町が保護者と一体になって育てるという姿勢を示すべきではないでしょうか。町長の見解を求めます。

また、徴収した場合、保護者の負担はいかほどになりましょうか。お願いします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。まず、村田議員の質問にお答えする前に、この1番の町長の政治姿勢を問うの中の①から④については、全てこの場で答弁ということによろしいですか。はい、わかりました。

それでは、全て通して私のほうから政治姿勢についてご答弁をさせていただきます。まず、1番の水道事業の公営堅持についてであります。

昨年、12月に水道法が改正をされました。その中に、官民連携の推進として、自治体が水道事業の認可や施設の所有権を持ったまま、民間事業に運営権を売却できるコンセッション方式の導入といった項目がございます。この民間企業の参入については、私は全く考えておりません。町が責任を持って運営することによって、安全でおいしい立科の水がいつまでも供給できるものと考えております。この点につきましては以上でございます。

次に、②の2点目でございます。防衛省への名簿提出についてお答えを申し上げます。

少し長くなりますが、お聞きください。自衛隊の主な任務は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たると、自衛隊法第3条に規定がされております。このほかにも日本の国土の中では、平成23年の東日本大震災、平成27年の9月の関東東北豪雨災害、最近におきましては九州北部の大雨災害等に対する災害派遣等、人命救助や生活支援を初めとする復興支援の活動は記憶に新しいと

ころだと思えます。

こうした国防、災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うことになる人材を確保するためには、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口を持つ都道府県や市町村がその事務を担う必要性があり、自衛隊法第97条に都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定をされております。

また、地方自治法第2条及び地方自治法施行令第1条並びに自衛隊法施行令第162条により、自衛官募集事務を第1号法廷受託事務と定め、国にかわり県及び市町村が行うべき事務となっています。

武器や兵器を持って各国の軍隊と交戦することは、私もよしとはしません。しかし、近年の異常気象によって引き起こされる国内の大規模災害等における自衛隊の活動はなくてはならないものと考えております。

当町でも大規模災害が発生すれば自衛隊に派遣要請をすることがあるかもしれません。そういった意味からも自衛隊員の人員確保が必要なことであり、当町からも何人も自衛隊に入隊している現状もあります。

お尋ねの、名簿提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、防衛大臣が市町村等の町に対し提出を求めることができるとされており、その請求に対する対応は自治体によって若干取り扱いが違ふことは承知はしております。県内には閲覧、紙媒体、電子媒体の提供と提供する方法の違いはありますが、いずれの市町村も自衛隊への情報提供をしており、当町ではいつからという資料は残っておりませんが、閲覧または紙媒体により情報提供をしている自治体があるようでございます。法令等からも自衛隊への名簿の提出については、現時点、何ら問題はないと考えております。

個人的な部分ということではございませんが、やはり、各末端の市町村議会選挙におかれましても、それぞれ名簿の閲覧等に来られております。こういった関係も当然のことながら住民そのものの承諾を得ているものではないというふうに思われます。そういったことに鑑みても、今回の問題については問題がないと私は考えております。

次に、3点目でございます。私が所信表明というふうになっておりますけれども、実際には6月の定例会冒頭での定例会の町長招集挨拶のことだと思いますが、弱者対策の推進についてということですが、私は、6月定例会召集の挨拶の中では、豊かな暮らしの実現という中に弱者対策を持ったということですが、細かくはそこには載せてございませんので、ここで申し上げます。

子供の通学や高齢者の通院や買い物など、交通弱者の交通手段の確保、公共施設のバリアフリー化、障害者雇用の確保などがございます。弱者対策と人生100年時代における健康推進事業を推進し、医療費の抑制や高齢者の生きがい対策、負担軽減策につなげてまいりたいと思っております。

第5次立科町振興計画後期基本計画や総合戦略と整合性を図り、これからの町づくりを考える検討会議をお願いしてまいりたいと考えておりますので、その中でも町民の皆様からのご意見を伺い、議論を深めていただく中で、今後の方向性を出していく必要もございますし、私も提案しております弱者対策の実行に、今後も移してまいりたいというふうに考えております。

細部のバリアフリー化も申し上げなければならないのでしょうか。あるいは、（発言の声あり）全部、よろしいですか。

それでは、次に、この中で③番の中の弱者対策の中に、公共施設のバリアフリーについてというのがございますので、私のほうからバリアフリー化について申し上げます。これは、役場と、それから中央公民館でよろしいですかね。

役場庁舎につきましては、2回事務室への来庁者については、スロープや呼び出し用のインターフォン、多目的トイレが設置はされておりますが、3階、4階への移動については、手すりの設置のみで、高齢者や足の不自由な方、車椅子の方にはご不便をおかけしているのが現状です。必要なときには職員がお手伝いをすることで対応はしてきておりますけれども、エレベーターの設置を求める声が多いことも承知しております。財源や設置場所のこともありますので、現在、設置についての検討を担当課において進めているところであります。

また、中央公民館につきましては、当然公共施設は誰もが利用しやすいよう配慮していかなければならないものと認識をしておりますので、議員のおっしゃることも一理かとは思いますが、築後50年が経過する中央公民館をどのようにしていくのか。今後、議論を進めていきたいと考えておりますので、それにあわせてバリアフリー化を図っていくことが費用対効果の面からも妥当ではないかと、現時点では2階へ上がるのに介助が必要な場合は、職員等による人的介助によって対応していくことが現実ではないかと考えております。

次に、③の2点目ですか、補聴器取得への補助制度を新設についてでございます。

補聴器への補助制度のご提案ですが、加齢とともに聴力に限らず、視覚も衰え、膝や腰の痛みなどさまざまな衰えを感じるようになってまいります。現制度の中で、聴覚に障がいをお持ちの方で、障害者手帳をお持ちの方へは購入費用の助成を行っておりますので、ご利用いただければと思っております。

次に、医療費負担をなくすことについての問いでございます。これにつきましては、私のほうの、きめ細やかな支援という中にあるものでございますが、少子高齢化が急速に進む中、次世代を担う子供たちは地域の宝であります。しかし、人口減少とともに出生数が激減しており、若者世代の結婚や子育て環境を整えることが急務と考えます。従来の子育て支援策に加え、子育て支援住宅の増設や空き家対策の強化、子育て助成の就業支援や子育て相談支援の充実など、きめ細やかな支援体制により、子育て支援の自立を図っていききたいと、全体的な概要としては考えております。

その中の、医療費負担ということでありまして、医療費の負担につきましては、それぞれ障がい者の関係でございます。ただいまの質問の中にございましたけれども、医療費につきましては、私どものほうの関係では、この後、担当課長のほうから申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、保育料の無償化でございますかね、副食費の関係。保育料の無償化の副食費の関係についてのみ、私のほうから申し上げ、そのほか関係するものについては、担当課長から申し上げます。

副食費の関係でございますけれども、食費につきましては、在宅で子育てをする場合は当然その保護者が費用を負担しています。3歳以上児で保育園に通園していないお子さんは町内で約9名ほどと推定をされますけれども、保育園に来ているお子さんだけ町がその副食費を負担するということがよいのか、また子供の今後の教育の観点においても、全てが無償というのはよろしいのか、はなはだ疑問がございます。

10月から始まる幼児教育、保育の無償化では国が示した副食費の徴収額は月4,500円ですが、立科町では国基準の食事提供日を考慮して月3,600円といたします。ただ、町独自の子育て支援策として、第2子以降に対して国の基準を上回り、保育料を減免してきた経過もありますので、引き続き、副食費につきましても、第2子を半額、第3子以降は減免の措置をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森本信明君） それでは、事務方のほうから、医療費自己負担をなくすことについてということで、市川町民課長、答弁をお願いします。

町民課長（市川清美君） お答えします。

昨年の8月の診療分から、出生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方の医療費の給付方式が昨年から変わっております。おっしゃられたように、窓口で1カ月、1医療機関ごとに自己負担額が500円ということでございます。また、500円未満の場合はその額で支払うことで医療サービスが受けられるようになっております。

しかし、県の検討会でも議論されてきているところですが、福祉サービスとして、受益と負担を明確にし、ともに制度を支え合う一因であることを受給者へ認識していただくこと、そして財源確保も必要になってくることから、今後、慎重に判断していくこととなります。

以上です。

議長（森本信明君） 続いて、保育料の無償化に伴う副食費の徴収についてということで、市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 副食費を徴収した場合の保護者の負担ということでございます。

基本は、先ほど町長申し上げましたように、月額3,600円ということでございます。また、今回の国の制度では、世帯主の市町村民税所得割額が5万7,700円未満の場合は副食費をとらないこととしております。また、町長先ほど申し上げましたが、町独

自の減免策として、第2子は半額の1,800円、第3子目以降は副食費を徴収しないことということで考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 村田議員、一問一答方式ということで、聞く側も聞きやすいと思うので、その辺についてこの質問の仕方について配慮を願いたいと思います。村田桂子君。

8番（村田桂子君） 一括質問に対してのお答えありがとうございました。

まず1点目、水道事業の公営堅持については考えていないと。民営化については考えていないという力強いお答えをいただきましたので、ぜひそのままお願いをいたします。

2点目の防衛相への名簿提出の問題です。先ほど、町長は、るる自衛隊の災害派遣の災害救助の役割について述べられました。しかし、今回、私が質問をするのは、戦争法によって明らかに自衛隊の任務が変わったということです。これまでの専守防衛から海外に出かけての武力行使が可能になったと、そういうことを受けて自衛隊の応募者が減っているという中での国からの巻き返しといいますか、何としても隊員を増やさなければということの中でこのことが設けられているということの背景をぜひご勘案いただきたいと思います。

それで、これまでも普通の場合、自衛隊の皆さんは来て名簿を書きとることをやっていたわけですね。ちゃんと労を尽くして必要な名簿は書きとっていくことをやっていたわけです。市町村がこれを積極的に紙媒体提出するということになると、やはりこれは過去の徴兵制にもつながるような動きにもなりかねないということを感じております。

今の安倍首相というのは、新安保法を急行可決して、イラン沖でのシーレーンを守るための有志連合への参加とか、既に沖縄などでは日米の軍事演習が一体化していると、そういう中で、アメリカ軍の指揮のもとで軍事訓練が日常化して駆り出される危険性が大変高いという情勢が大きく変わっていると、これまでの専守防衛、災害救助という自衛隊から、アメリカの下請けとしての軍隊としての機能を求められているという事態があるので、これは、やはり命にかかわる問題になってきているわけですね。そういう点で、町自ら名簿提出は許されないとします。

既に名簿を提出しないまでも、これまでのように閲覧でどうぞという自治体があります。伝授情報で提供するなどもってのほかだと考えます。これについては町長は全く問題はないとお考えですけれども、しかし、これの情勢の変化、自衛隊の変質ということをぜひお考えになって、これについてはきちんと中止を、自ら提供することはやめるということを求めたいと思います。

次、弱者対策の推進についてです。公共施設のバリアフリーについては、検討しているというお答えをいただきましたので結構なんですけど、この設計費用だけでも、昨年の質問では、役場にエレベーターホールがちゃんとあるので、総務課長の答弁で来

年度は検討したいと答弁を得ています。ぜひ設計費用だけでも次の予算には盛り込んでいただきたいということで、ここについて、いつまでにというところをお伺いしたいと思います。

中央公民館については、全く築50年の折、そのときに考えたいということでは、当面は無理ということですよ。しかし、高齢化がどんどん広がって、町政にかかわるイベントが行われるところに参加したい人の足をとめているわけですね。この点では、椅子式の自動階段昇降機の設置を求めてきました。これについてはどうなのか、予算化すべきではないかと思いますが、これについてはお答えをいただきます。

では、まずそこら辺から。3番目の弱者対策の推進から一問一答をお願いします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 庁舎のバリアフリーについて、どのような形で、いつまでにというようなことのご質問なんですけど、まだ現段階ではいつまでということは決まっておられません。といいますのは、当然、財源の問題があります。年度途中ですんで、途中で財源を確保できるかという難しい面があります。特に、補助金ですとか起債ですとか、そこら辺も検討しなければならないと思います。新年度予算に向けてということでご理解いただきたいと思います。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 中央公民館につきましては、昨年度、階段に低い手すりをつけて一定の配慮をしたところがございます。今、椅子式自動階段昇降機というお話も以前から議員さんのほうからもいただいているわけですが、これについては、この椅子を取りつけたけれども、ほとんど利用者がいないというような先例もあったというようにも聞いております。

先ほど、町長申し上げましたように、築後50年たつ公民館施設の方向性がまだ未定のうちは、なるべく投資を控えて人的介助で対応していくのが現実かなというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） それは大変残念な、まず役場庁舎については新年度予算に向けてというお答えをいただきましたので、楽しみにしております。

公民館については、現在いらっしゃる高齢者の皆さんの行政参加ということから考えると、また残念なお答えだと思います。これは、バリアフリーへの願いは強いと思います。

次、補聴器取得への公的支援ということでお伺いしたいと思いますが、高齢社会の進展に伴って、普通の会話が聞き取りにくい軽度難聴者が増えて、大きな問題になっています。人の話が聞き取りにくくなり、会合など人前に出るのがはばかれる、補聴器が欲しいけど高くて手が出ないとの悩みが寄せられています。難聴になると家族や

友人との会話が少なくなり、会合への出席や外出機会が減り、コミュニケーション障がいが起こります。また、専門家によれば認知症の8割は加齢性難聴の放置が背景にあると言われていています。厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版でも高齢者の引きこもり要因の一つに聴力の低下を上げています。

難聴は、初期段階で治療すれば治る可能性が高く、進行も食い止められます。また、年だから仕方ないだろうと放置しておくとう加速度的に聴力は落ちていくといいます。補聴器は片耳だけでも1万円、1台3万円から20万円、両耳で平均15万円、高いもので四、五十万円かかると言われ、必要と思っても高過ぎて買えないと。こうした事態を受けて、全国でも補聴器の補助制度を導入する自治体が増えています。

参考までに申し上げますと、70代、80代とだんだん上がってきまして、まず55歳からなんか10%、65歳は18%、75歳以上は42%、670万人が難聴だと言われていています。

障害者認定のある重度以外、軽度、中度では推定で1,400万人、人口の1割以上が難聴者とも言われているところです。それで、ぜひ立科町でもやってもらいたいということで、今回、初めての提案なので、先ほどあまり考えていられないという話でした。

参考までに申し上げますと、イギリスとかフランスなどで公的な支援があるところは補聴器の取得率が約半数です。日本では重度に限られるので14%ということです。白内障の眼内レンズが保険適用になったように、地方から大きな運動にして、やがては保険適用にしていきたいと思います。

ちなみに、数字だけ伺っておきますが、男性70代、80代、それぞれこのぐらいの人がなるよという数字を申し上げてあります。立科町に当てはめると、対象者としてはどれほどいらっしゃるか、お願いいたします。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

議員さんからお聞きした割合で申し上げますと、立科町の70代、80代の難聴の方を計算しますと、70代で、割合ですが、70代で175人、80代で201人、合計で376人という数字になります。

以上です。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 長野県の本曾町では、65歳以上の方に3万円の支給で助成をしています。加齢性難聴者の補聴器購入に対しては、兵庫県を初め長野県議会でも意見書が上がって、国レベルでの公的支援をと訴えているところです。

これだけ大勢の方がいらっしゃるということで、これは至急検討をすべきではないかなと思いますが、町長、これを聞いていかがでしょうか。それを2点伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

確かに補聴器の問題につきましては、実際に申請をし、その補助を受けている方もいますし、申請をしないと、で苦慮されている方もいるかと思えます。まず、そういった皆様方への広報を通じて、できるだけ情報の発信をして、町民の皆様方の中にもおられると思えますので、そういった部分でしっかりと情報伝達をすることがまず一点だというふうに思えます。その中で、補助制度を使っていただく、その上に立って、今後、国、県の動向も注視しながら、町としてできることは今後もまた考えていかなければならないと思えますが、現段階はそのような方向で考えていきたいと思っております。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 視覚障がい者の方も年をとると耳が悪くなります。私たちは耳から得る情報が欠かせない、信号機の整備はもちろんですが、補聴器を入手しやすくするのは緊急の課題だと、ぜひ実現してほしいと、視覚障がいの方から訴えがあります。

軽度でも直ちに補聴器の保障が必要ではないかと、この点では町独自の基準で、視覚障がい者には特別の配慮の補聴器保障が必要だと考えます。これについては、ぜひ検討をしていただきたいということをお願いいたします。

次、きめ細かな子育て支援で、医療費の自己負担分です。これについては、慎重に検討するということでした。財源は500円かかって今レセプト数が年間9,000件で、年間約450万円自己負担をなくすために必要です。

参考までに申し上げますと、原村、長和町、飯島の町などは、11町村は自己負担をなくして子育て支援を強化しています。

また、福祉医療費には障がい者も含まれますので、ぜひこれは窓口負担の軽減児童と同じようにすべきだということを意見を申し上げておきます。

保育料の無償化に伴う副食費については、これもまた消費税の増税と引きかえに打ち出されました。そういう点では大変若い世代にも経済的な負担が重い中での給の部分と言えると思えます。保育料の徴収した場合、保護者の負担はどれほどになるのか、軽減するにはどれほど必要なのか、伺います。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 今回の無償化で保育料の減額と申しますか、財源はどのくらいというご質問でございます。保育料の算定につきましては、10月分よりこの算定に使う収入の基準年度が平成30年度分に切りかわりますので、正確な数字は出ませんが、8月のベースでは、3歳以上児の保育料、月額約150万円が減収となります。

それから、副食費として徴収する金額が月額約20万円になろうかと、このような試算でございます。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 保育料が軽減されたことは本当に大きな前進かなと思えますが、その分、副食費の徴収ということになりまして、月額20万円、年間240万円あれば無償にでき

るんですね。これについては、この機を捉えて無償にする自治体があります。南佐久郡や長和町、飯山町、佐久穂町などで、無料にして子育て支援を強めていると聞きました。

これを、240万円あれば無償にできるということで、私、財調を改めて調べてみたら、財調では13億円、ふるさと活性化基金は7億6,000万円、約20億円の自由に使える財源があるんですね。立科町は全体で40億円ほどの基金を持っておりますので、やはり、町民のために十分使えるよということを申し上げて、この点では終わります。

次に、索道事業の話をしたと思います。

町長は、所信表明の中で、索道事業については公設民営とし、運営を指定管理の方向で進めたいと意思表示されました。なぜそのように判断をしたのか、指定管理になれば運営が好転すると考えるのはどういうわけか。直営ではなぜいけないのか、その理由について明らかにされたい。

また、私の話をした町民は、町が運営に責任を持つからこそ意見も言えるし、自分たちの営業についても配慮してもらえらるから安心だと語っています。私も同意見です。町直営での努力は尽くされたのでしょうか。ご見解をいただきます。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇願います。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。若干長くなりますので、お聞きをいただきたいと思います。

この問題につきましては、私もまだ議会の皆様につぶさに説明をしておりません。その中で今回の一般質問に出てまいりましたので、長くなりますこととお許しをいただきたいと思います。

まず、指定管理化制度について改めて説明をいたします。平成15年9月2日に施行された地方自治法改正により創設された公民連携の手法で、公の施設をノウハウのある民間事業者にも公の施設の管理を任せられるようになりました。制度導入には指定管理者の指定の手続きについて条例で定める必要があり、さらに指定管理者の指定は議決事項となっています。施設の設置及び運営方法については、それぞれの自治体が公共団体か民間かによって公設公営、公設民営、民設公営、民設民営の4種類に区分が考えられ、それぞれ施設の経営タイプにより適する方法は異なります。

公設公営、いわゆる直営方式で管理運営に関する責任は公共団体が負います。公設民営は、施設は公共団体が設置、管理運営は民間に任せるものですが、さらに指定管理方式、P P I方式、このP P I方式というのは、プライベートファイナンスイニシアティブということですが、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の基金やノウハウを活用して公共サービスの提供を民間主導で行っているというのが、このP P I方式ということでございますが、これが2つ目の方式。

3つ目は、施設貸与譲渡方式に区分がされるようであります。立科町の索道事業については、土地、索道施設は町有のまま、管理運営を民間に任せる、行わせる、公設民営の指定管理者方式による民間手法を取り入れたいと、私は考えております。

さて、立科町の索道事業の経緯をたどってみますと、平成4年事業収益12億8,900万円、純利益4億3,900万円をピークに、収益を右肩下がりで減収を続け、平成15年以降は赤字に転じ、キャッシュフローに、要するに現金ですね、キャッシュフローにおいても平成20年以降、キャッシュアウトが続いております。スキー場の不況は少子化やレジャーの多様化によるスキー人口の減少が大きな要因ではございますが、立科町のみならず、これは全国的な傾向でもございます。長野県内スキー場利用者は、平成4年のピーク時の約3割、2,119万人いた当時のピーク時から見ますと645万と、何と約3割まで落ち込んでいる状況であり、当町も同様な状況が続いているわけでございます。

町営索道事業については、平成19年度以降、さまざまな研究、検討、経費削減の実行、収益改善への取り組み、サービス向上の取り組みなど努力を重ねてまいりましたが、収益改善にはいまだいたっておりません。

検討会は、温泉館や耕福館など、他の施設もあわせた職員による経営改善検討委員会、議員、民間事業者、観光協会、大学教授、地元区長、スキー愛好家などによる経営改善検討委員会、議員、観光協会、大学教授、会計士、区長などによるスキー場等ありがた研究会員、また、スキー場の顧客調査や索道事業の経営分析調査なども行われてきているところでございます。

検討会や平成24年度決算審査意見でも、常に町営による直営は大変厳しい状況にあり、民間経営のノウハウの導入を視野に入れた対応をすべきとの指摘を受けてきているところでございます。

スキー場経営では、利用の少ないリフトの平日運休や整備するゲレンデ面積の縮小にまで踏み込んだ経費削減の取り組みも試みております。

また、各種サービスデイの創設やファミリーパック導入など、サービス向上の取り組み、ばらまきの割引券発行から白樺高原スノウクラブの開設などや2日券の導入、リピーターへのサービスの集中による立科町のスキー場ファンの取り組み、リフトの運行時間を早め、笑顔であふれるゲレンデをつくろうと、スタッフ教育も強化し、顧客満足度の向上にも努めております。

それでも、先日の決算のご報告のとおりで、収益性の改善にはいならず、現金を減らしている状況であります。直営での努力は尽くしました。限界であります。私はそのように思っております。

以上が、今回、私が選挙公約でもうたいましたとおり、索道事業の経営改善に向けたこの一つの方策は、今後の立科町の索道事業の関係のみならず、立科町の観光振興の基本をなすものであると。しかも、それは立科町のシンボリック的存在でございます。

そのところを選んで、どこに観光振興ができるんでしょうか。私はその点について逆にお訴えをしたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 町長からこれまでのご努力の様子を熱く語っていただきました。努力を重ねてきたということは、私も認識をしております。しからば、指定管理にすれば好転をするのかということですよ。民間と公とどこがどう違うのかという点で、ちょっとメリット、デメリットについてお話をいただきたいと思います。

それから、もう一つ提案ですけれども、町民からの中では、担当町職員の業務担当時間が短すぎるのではないかと指摘もありました。二、三年という短い周期では腰を据えて索道を含む高原エリアへの誘客活動に取り組めないのではないかと指摘は合理的な理由があると考えます。ここでも町職員の限界があるのではないかと思います。

ここはひとつ観光事業に意欲的で、アイデアにあふれた若手の職員を担当職員として、10年間は移動させないという思いきった措置をとり、高原エリアへの集客を増やして索道事業改善を図ることにしたらどうか。また、幸いにも蓼科白樺観光協会が新たに発足して、意欲的で積極的な若手スタッフや宣伝広告業界の活動をしてきた地域おこし協力隊員なども力強いスタッフが揃っています。観光振興の担当職員を若手から抜擢し、移動させないという思い切った措置、そして観光協会などと協力して経営改善への道が開けるのではないのでしょうか。その点について伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、先ほど、私登壇した折に、方式の中に「P P I」というふうには言っちゃったようでございます。済みません、「P F I」の間違いでございます。「P」と「F」の間違いでございます。ご訂正をお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、村田議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

直営と違うのは何か、新たな負担が生じるのではないかと、メリット、デメリットを示されたいということだと思いますが、これにつきましても、若干、この問題非常に重要で、慎重にかからなきゃならない問題でありますので、またこの答弁も若干長くなりますが、ご了承いただきたいと思います。

直営から民営化されたあるスキー場において、直営ではやっていけない理由として、まず①としては、最初としては、行政のよさに縛られるので、戦略的な投資ができない。2つ目は、顧客へのサービス向上やマーケティング能力を持っていない行政マンと行政組織の特性というものがあるのではないかと。3つ目は、素早く臨機応変に対応できない、この問題は当然、組織、行政組織でありますので、議会等の制約などが多いわけでございます。4つ目として、サービス業のトップとして有能なやる気

のある経営者やスタッフがいるとは限りません。5つ目として、コストの削減、利益追求が増えたがため、競争力に弱い。6つ目としては、視野が内向きになりやすい、ということは行政マンというのは、どちらかという、硬く進めていくということが多いわけでありまして、少し飛び出た状況というのが考えにくいという部分がございます。

この6点が、指摘がされておりました。当町が指定管理に移行しなければならない理由にも当てはまると思います。新たな負担が生じるのではないかとのことですが、試算は公営企業会計である索道事業から一般会計に移行する予定でいますので、指定管理移行後の整備費用は一般会計から支出することになるかと思っております。

なお、これらはできるだけ索道事業の資金や指定管理料で賄いたい、一般会計化することで有利な資金も活用できるのではないかと考えていますが、状況によっては一般財源の投入は生じる可能性もございます。

メリット、デメリットとのことであります。まず、メリットですが、利用者の満足度を向上させ、より多くの利用者が確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上が期待できると思っております。

次に、民間事業者等のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者のニーズに柔軟な発想で対応することにより、きめ細かな、より質の高いサービスの提供が期待できます。

3つ目として、特色ある事業を自主的に企画し、実施することで、施設の魅力もアップし、利用者の促進が図られると思っております。加えて、山のリフトの周辺の事業者の皆様方にも波及効果が生まれるのではないかとこのふうにも考えております。

次に、デメリットと申しますか、心配される点というふうに捉えていただきたいと思っておりますが、指定管理に移行することにより、現在の従業員の雇用の継続や雇用条件、関係事業者や地域の宿泊、飲食関係事業者への対応が上げられますが、応募要領や仕様書を作成する際に、配慮したいと考えております。

また、指定管理への移行後は、毎年度、事業報告書を提出させ、運営の状況を評価、検証し、必要に応じて指示等を行っていきたくと思っております。

2点目のご質問でございますが、職員の担当機関が短いと、若手職員うんぬんということで、10年は移動させないで改善をはかったらどうかというご提案でございますが、既に信州たてしな観光協会や地域おこし協力隊員には集客対策にはご協力、ご尽力をいただいております。職員の担当機関が短いというのは、以前から指摘をされてきたところですが、定期的な人事異動は町の業務の円滑な遂行や職員の資質向上のために必須と考えます。公務員として見たとき、索道事業というのは、大変特殊な業務であります。一般職員としてあらかじめ特定の業務に特化した募集採用はできません。それよりもサービス業として長けた皆さんが勤務されている民間事業者に指定管理してもらうことがベターと、私は考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 村田議員、残り時間を考慮して質問を願います。

8番（村田桂子君） 今のだともう民間が非常にバラ色に描かれています。直営でもさらにできることはあるのではないかという点では、例えば、観光についての専門家をヘッドハンティングをして据えるとか、そういう努力もあるのではないかということは申し上げておきたいなと思います。

次、3点目に移ります。

町は、公共交通網形成計画をつくるよう、国から求められて、昨年度以降、大規模なアンケートを行い、一定の方向を探りました。しかし、決定された形成計画はこれが改善案かと首をかしげる内容になっています。現在、運行している車を増やさないとすることを前提に、つまりは財政負担を増やさないように考えられたものではないかなと思います。

また、その概要について、また住民への周知徹底については、昨日の議員の質問に答えておられるので、割愛します。

2点目として、提案です。以前、私はデマンドタクシー制度の改善で住民の足の確保を訴えましたが、同僚議員からも同様の提案がありました。また、昨日は、同僚議員から詳しいタクシー券補助、タクシーへの補助制度についての説得力のあるお話があったとおりです。

今回、私の提案は、もう少し、この個人に特化した、個人でもできるというところで紹介したいと思います。北海道の天塩町ではICTを活用した相乗り交通事業「no t t e c o」というのを初めています。通勤している町民に相乗りさせてもらい、実費相当分を支払うという制度ですが、当町でも研究して高齢者の通院や高校生の通学などに活用してはどうかと思います。

この町では稚内と天塩町とを行き来するドライバーの情報をウェブ上にアップして、都合のよいドライバーに自宅まで迎えに来てもらい、目的地まで送ってもらい、ガソリン代を支払うというものです。高校への通学や病院への行き帰りなど、空いている座席をシェアするという助け合いの制度です。

天塩町では、ライドシェアのこのコストシェア型の相乗り事業を29年から行っているそうです。ドライバーは町民、マッチング方法は事前に自分の運行予定をウェブ上に登録して、利用者がドライバーを選択すると、費用は実費のみということで、ドライバー70歳未満、スマホ、インターネット利用可能、自動車任意保険加入の条件、利用者は18歳以上の町民ということです。

このいいところは、既存のタクシー会社と競合、圧迫はしない、初期投資が不要、維持コストが安い、持続可能性があるというものです。

そしてもう一つ、すぐ近くの中頓別のライドシェアというのも提案をしたいと思います。これは、ICTのウーバーシステムというのを活用して、町民のドライバーが

町民の移動を助けるシステムです。これもドライバーは町民で、マッチング方法は利用者が利用したいときにアプリからリクエストをし、一番近くにいるドライバーに、そこにつなげるというシステムで、事前予約はできません。利用者は費用実費を払います。ドライバーは利用者からいただいた費用実績の20%をウーバーに払うそうです。

ネットが利用できない人のために電話対応、あるいはスーパー、病院などから代理配車の手配も行っているそうです。町の臨時職員がその任に当たっていると聞きました。自動車の任意保険の加入、運転記録、事故、違反などの記録の証明も必要だということでした。

これが大変効果を上げているということを確認いたしました。それで、立科町の町民も佐久市、上田市、小諸市など、いろんなところに通勤を毎日されているわけですね。そういう方たちの運行状況を町が提示版を管理して、そういうところにアップしてもらい、例えば、私だったら朝8時半から立科をたって佐久の中込まで行くよという情報をアップすると、病院に行きたい人は、私も乗せていってくださいということであつなげると。かかった費用はガソリン代相当分ということでした。

ちなみに聞きますと、1キロ当たり42円という計算がウーバーシステムでは行われているそうです。

これは、個人のボランティア精神を活用してのお話だと思います。個人も助け合いの一翼を担えるという点で大いに効果があるのではないかなということ、天塩町並びになかとんべつライドシェアの研究をぜひされたらどうかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対して答弁願います。両角町長、残り時間を考慮し、簡潔に答弁願います。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。今、簡潔にと言われましたので、天塩町の取り組み事例は私どもも承知はしております。しかしながら、天塩町、あるいは中頓別の問題については、やはり、地域の実情は当然違うわけであります。特に当町の場合は、佐久、小諸、東御市、丸子、上田方面等へ勤務先や通学先が多角化しており、天塩町や中頓別との条件は異なるかと思えます。

さらに、公共交通事業者は天塩町内にはほかにありませんが、当町にはタクシー事業者が町内に存在をしております。町としましては、乗客の安全性等を考慮し、また観光客など来訪者の移動の手段の確保も考え、千曲バス等の路線バス、町内のタクシー事業者を含め、現在ある公共交通の将来性を維持していくことが最優先であると、現時点では考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 村田桂子君。

8番（村田桂子君） 私の個人のできるごととして、このシステムは画期的だなと、しかもインターネットが発展した現代にあつては画期的だなというふうに思つて調査いたしま

した。今回は時間がなくて詳細が述べられませんけれども、個人の助け合い制度という点での効果が大変あるかと思えます。この点ではぜひもっと詳しく次回にまた質問をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

さまざまな運行手段を確保することによって、町民の出歩くこと、その機会を保障するということが行政の仕事かなと思っておりますので、ぜひとも次なる検討を期待して終わります。

議長（森本信明君） これで、8番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。休憩に入ります。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 防災訓練のあり方について**です。

質問席から願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。通告に従い、質問いたします。

昨日、一般質問で中島健男議員から福祉避難所の設置について、また、ハートフルケアたてしなが福祉避難所として指定する検討を行っていることをお伺いしましたが、現在はまだ設置がされていない、また、体制がとれていないとの現状があることに対して、中島議員から、要支援者が頼るのは行政機関しかない。適切な対応を早急にお願いするという意見が出されました。

さらに、今井 清議員からは防災対策の重要性がますます重要となる昨今、町長の所見をお伺いし、災害に強いまちづくりを求めたところであります。

その上で、私、芝間も防災について取り上げますのは、人命、財産にかかわる問題であり、重要で、いろいろな角度からその検証をしていかなければならないと思うからであります。

立科町地域防災計画は、災害対策基本法、これは昭和36年法律第233号42条の規定に基づき、立科町防災会議が作成する計画であり、町、関係機関、住民等が全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って立科町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復興、復興対策を実施することにより、町、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産の保護をすることを目的として作成されております。

この災害対策基本法ができました昭和36年、その2年前ですが、昭和34年の伊勢湾台風が日本を襲い、日本全土に甚大な被害が発生したのに伴い、このような災害が二度と起こらないという、祈るようなもとにこの法律ができたのであります。

立科町においては、その伊勢湾台風、さらにその1カ月ほど前の昭和34年8月14日台風7号の襲来により、町内住宅全壊9戸、半壊112戸、家畜舎の全壊22戸、半壊60戸、そして、昭和33年からできました立科町統合中学校と立科東小学校、千草保育園の屋根が飛ばされるという被害が発生し、また、りんご、水稻にも甚大な被害が出て、塩沢堰、宇山堰にも大きな被害が発生しております。

さらにそこへ昭和34年9月26日の伊勢湾台風が襲来したことによって、さらに住宅全壊9戸、半壊30戸、家畜舎全壊5戸、半壊20戸、また、統合中学校は、これにより半月程度の休校となり、修理が終わったばかりの千草保育園も再び被害に遭い、当時150万円という多額の被害が出ました。農産物も再び被害に遭い、りんご、そして梨、そして、強風により山林も大被害が発生いたしました。

昨日の中島議員の質問に対し、冒頭に立科町町長は、「災害の少ない町である」という発言がございましたが、町の歴史をひも解いてみますと、そのような被害が立科町にもあったということを私たちは改めて認識をしなければならないと思います。

立科町地域防災計画、その中の第3節、防災に関する実施責任の1、立科町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県指定地方公共機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとあります。町は、地域の防災意識の高揚を行政が促す責務と、町自体において行政として防災への備える体制を整備すること、この両方が必要であると考えます。本当に災害が発生したとき、まだ準備すべきことはたくさんあると思いますが、今、町として不足しているのは何か、課題がたくさんあるように思われます。

今回、防災訓練が行われましたが、内容について、後に、総務課長にはお伺いいたしますけれども、まずは町長にお伺いいたします。

本年度実施された防災訓練から得られたものと今の訓練の想定で町の実施要領によりますと、地震が発生したことを想定し、自宅が被災し、住民は自宅から各区、部落の公民館と非難一時集合場所へ集合する、それから、区長・部落長により地域住民の安否の確認をする訓練を実施する。また、このほかに、実際の災害に備えた訓練を各地で計画し実施しますとありますが、各地域及び立科町の行政の皆さんは、立科町地域防災計画に従い有意義にこの訓練が実施されたか、何か不足なものがあつたか、町長の総括をお願いいたします。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、ご質問にお答えする前に、ただいま議員のほうから昭和34年の伊勢湾台風のお話もございました。私個人的には当時6歳でございました。私の家

の裏がああ大きな激流の中で流され、非常に恐怖を感じたことを今でも覚えております。そういった観点の中で、最初の質問の中で防災訓練から得られたものということでございますので、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

防災訓練については、当町の地域防災計画の中にも、当然、位置づけられており、9月1日の防災の日を中心に行うことにしております。最近では、各地区ごとにより地域に密着した防災訓練を区長さんや部落長さんを中心に、役人の皆さんや民生・児童委員の皆さん、役場の地域担当職員等でそれぞれの地域に合った計画を立てていただき防災訓練を実施いただいております。そして、おおむね4年ごとには町全体の総合防災訓練を実施することとしております。地区の実情により一斉には実施できない場合もありますが、本年度は9月1日、日曜日を統一日として防災訓練を行いました。これに合わせて、町職員については非常参集の情報伝達訓練も行っております。例年、大勢の住民の皆さんにご参加いただくことができ、大変有意義に実施できていると考えております。しかし、災害はいつ、どこで起きるかわからないといいつながりながらも、防災意識という面では残念ながら、当町には大規模災害は起こらないだろうと考えている住民は多いのではないかと、このように思っております。あまり危機感をあおるといふのはよくないとは思いますが、近年の自然災害の脅威を考えると、住民意識の向上が課題だと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） ただいま町長から、住民意識の向上がますます必要であるという感想をいただきました。私もそのとおりだと思います。

総務課長にお伺いいたします。

1番、令和元年度の防災訓練の実施については、区長・部落長を通じて自主防災会規約案、自主防災会防災計画案、自主防災会初動マニュアル案等を配付し、各地区にあったこれらを作成するよう依頼したと聞いておりますが、各地区ではこれらの作成が実施されたのでしょうか。

また、地域により防災意識の温度差があるようですが、地域ごとの参加率を見てその分析を行い、次回、その参加率を高めてくるようにつなげていく必要があると思っておりますが、今回その分析を行っておられるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） お答えいたします。

今回の防災訓練につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、9月1日を統一日として行っております。その中で、各地区にお願いしているのは、防災訓練の計画書、それからその実施した報告書でございます。各地区の実施計画により22地区で実施されました。

参加者につきましては、昨日もお答えしているかもしれませんが、当日は1,394名、

その後、1地区行っておりますので、合計で1,405名、今後、1地区ほどにおいて別日程での実施が予定されております。最終集計につきましては10月中になる予定でございます。細かな統計をとっているわけではございませんが、単純計算しますと、町民の約2割が参集したことになります。参加率についてはかなり高いと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今総務課長から2割というお話をいただきましたけれども、それがかなり高いというお話をいただきました。果たしてそれが、2割が高いかどうか。また、実際に災害が起こったときのことを考えますと、私は低いような気がいたします。

そして、今お話をいただきますと、計画と報告書は出していただくようにというようなお話でありましたけれども、以前、区長・部落長会時に配りました、さきにお話しました規約、計画、防災会の初動マニュアル等については、まだ多くのところで作成されていないのが現状ではないかというふうに思います。資料は配っただけではだめです。自主防災会の必要性を熱意を持って地域に話し、規約等の作成をさらにお願いくというところが町の責務ではないかと思う次第であります。

2番、住民と行政が一体化して災害に備える連携体制がとれていたかについてお伺いいたします。

まず2つに分けたいと思いますが、まずは連絡体制であります。

今回の訓練で地域担当職員が来てくれましたが、情報伝達を今回やったということではありますが、この報告は、各地の報告は地域担当職員からの報告を町に挙げるというものであります。実際には、地域担当職員は災害時には町に来てくれるのでしょうか。来ないとすると、一時避難所の状況は町ではどのように把握をとるのか。

それから、役場、災害対策本部ということになると思うんですが、連絡網の体制は本当の災害時に役立つようになっているのでしょうか。災害時には、一時に被災、避難者の状況、報告が集中されると予想されます。また、その中で防災行政無線を活用しての報告の受け入れ窓口は現在もまだ1口しかございません。町では何人がどのような体制でその情報の報告を受けるような体制をとっているか、関連して的確な情報の伝達ということが必要であり、報告の際には平成28年度の災害訓練時に活用された被害状況報告書という用紙が作成され、各地区に配られました。その活用は文面によって、的確に、正確に書面により報告ということがなされるわけですし、そういうことが毎年訓練では必要ではないかというふうに思われますが、いかがでしょうか。

イとして2番目ですが、町として……

議長（森本信明君） あのう、芝間教男君、今の問いかけというのは1問1答なので。

2番（芝間教男君） はい。

議長（森本信明君） その答弁を受けてから、次に質問なり。

2 番（芝間教男君） はい。

議長（森本信明君） お願いをしたいと思います。

2 番（芝間教男君） 承知しました。

それでは、2問ありますけれども、そのうちの連絡体制についてのみお答えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 本年度につきましても各地区での実施ということですので、地域担当職員が町と地域との連絡の役割を担っております。役場職員が各地区の防災訓練に参加しているところが多いため、災害対策本部の設置はしておりません。9月1日につきましては、電話応答等で総務課庶務係の職員数名が役場のほうには詰めておりました。実際の災害が起きた場合には、職員は災害対策本部に参集して、それぞれ決められた任務につくことになろうかと思っております。

それから、今回の実施について、住民と行政の一体化というなお話でしたが、本年度の実施に限らず防災訓練は毎年行っておりますので、その継続の中で一体化していければいいかと考えております。

また、実際に災害が発生した場合、役場職員は災害対策本部に参集することになりますので、各地区に出向くことはできないと考えております。

通信手段につきましては、ほとんどの一時避難所の付近に行政防災無線のスピーカーとそれに付随する電話機が設置されております。電話機については定期的に通話試験を行っております。また、有線電話や、場合によっては個人の携帯電話の借用等何らかの形で通信手段の確保はしていきたいと思っております。

それに、災害情報報告書の活用というお話もありましたが、防災訓練の際には主な、主なといいますか、主に役場職員が本部に報告しておりますので、実際の災害の際には各地区の役員さんに報告をいただくことになろうかと思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2 番（芝間教男君） 先ほど申し上げました報告書でありますけれども、実際には、各部落、それから区の部落長、区長が報告するということではありますが、要点がその報告書に、災害情報報告書には書かれているわけでありまして、常にそのものが一時避難所にはなければならないというふうに思うわけでありまして、重ねてお願いいたしますが、それは常に毎年の訓練の中に入れていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。

続きまして、2番目の質問、今度は、町としての災害対策本部の組織がしっかりしているかということでありまして、3点ございます。

区・部落が示した自主防災計画案には、示していただきました自主防災計画案、町から示されたものでありますが、総務情報班、消火水防班、救出救護班、避難誘導班、

給食給水班等の組織を、班をつくるよう示されておりますが、さて、町ではそのような班、情報班、救出救護班、警戒広報班、行動班等の組織図はしっかりと決まっているか。

また、消防団だけではなく災害が発生したときには企業への増員要請が必要となりますが、その事前協定ができていますか。

それから、一時避難所へのどういう状況が、被害が出て、配給物がいつ届くか等の情報などは住民にどういうふう知らされていくかというような関連対策、組織がしっかりしているか、お伺いしたいと思います。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 最初のご質問ですが、それぞれ地区によって計画が違ってまいります。ですから、特にこのような形でという町のほうで示したものはございません。

それから、企業の参加につきましては、各地区で声かけをいただいていると思います。実施日が日曜日だったため、実際に企業として参加いただくということについては把握してございません。当該地区内の企業においては、関係者が参加したところもあったようでございます。

避難、避難者に、被災が被災者の状況に住民にどう知らされるかというようなことでございますが、これは昨日の今井 清議員のご質問の中でもお答えしているかと思いますが、防災行政無線、有線放送を初めケーブルテレビ、FM東御のラジオ放送、エリアメール、巡回による放送、Jアラート（全国瞬時警報システム）等、必要に応じてあらゆる手段をもって周知をしていきたいと考えております。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 自主防災計画案につきましては、この班について、町から区長・部落長会の折にそのような総務情報班、消火班というものが明記されて、各部落区長のところに配られたものでありますので、そのついての実際にはまだ示していないというのではなくてもう示されておりますので、それを進行していただくような形をお願いしていただくことと、私がお聞きしたいのは、町では災害時が起こったときの救護班とか、警戒広報班とかそういう等の組織はしっかりしているかということの質問でございます。よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 失礼いたしました。地域防災計画に沿いまして、町の中で組織はされております。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） しっかりとその班が実際の場合には動くような体制をとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、3番、災害発生後、時間ごとのシミュレーションがなされていくか。災害発生の後、時間ごとに行うことは、随時、変わってまいります。まずは、正確な

情報収集、被害者の把握、そして、救出等ということになります。次に、物資を避難一時集合場所にする。その次に、避難者の一時避難場所から多くの人を避難所に移動してもらう等々の段取りがあるわけであります。

私は、前段でお話した町の班があるかというところで答弁をいただきましたけれども、その班それぞれの行動のシミュレーションをあらかじめ決めておく必要があると思います。

また、災害発生時から救護へどのぐらいの時間を要するか。仮避難所へ食事、水、毛布等の物資が届くのは要請してからいつ来るのか。想定時間または目標時間というものを持ってもらえるかどうか。そのようなシミュレーションも必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 災害によって対応は違って来るかと思えます。災害発生、今回のように地震災害ということで想定したわけですが、災害発生時間の想定はいたしました。時間経過による行動につきましては特に想定してございません。時間計画への対応につきましては、シミュレーションだとかマニュアル化されたものはございません。議員のおっしゃるとおり、今後の課題だとは思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 本当に時間を追って具体的に決めておくのが大事ではないかというふうに思うわけであります。

また、災害時、全員の役場職員が参集できるかもわかりません。指示系統をしっかりと計画され、時間経過ごとの対応を想定しておかなければならないと思います。今後、役場としての体制をしっかりと整えていただきたくお願いいたします。

4番、町の防災訓練により得られた結果をどのように生かしていくかということですが、今後の防災計画の訓練の実施については、区長・部落長会を通じて先ほど申し上げました自主防災会の規約、防災計画、初動マニュアルの各案を各地区において作成を早急をお願いをしていただきたいところではありますが、今回の防災訓練の中でまだまだ実施されていない地域が多いということをお聞きしております。今後、どのようにして防災の推進をしていくか、積極的なことをお願いしたいと思います。

参考として、牛鹿地区の皆さんの取り組みをここでご紹介したいと思います。牛鹿区では牛鹿区自主防災マニュアルを平成30年度に既に作成しておりまして、牛鹿、柳沢、外倉、五輪久保、虎御前の各一時避難所及び牛鹿土地改良区との連携体制を整えてございます。区として支援体制を組む組織づくりができ、フローチャートもできておるところであります。

もし区内のどこかで災害が発生して人手を要するとき、他の地区に区の中から応援要請が伝えるシステムを組んでございます。

また、地震発生から10分以内に牛鹿対策本部を設置し、住民の安否確認は1時間以内、危険箇所の対応は3時間以内と目標を持っておりまして、さらに部落ごと、今年からは5人から集落組合ごとの住民相互の安否確認をするグループというものを各部落で結成していただいております、今回の避難訓練に当たりました。

想定を超える災害が頻繁に発生する今、このような取り組みが町全体が必要であると思われませんが、このような広報活動をこれから町としてどのように行っていくか、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 今ご紹介いただきました芝間議員の地元で体系的なマニュアルをつくっていただいていることは承知しております。町政懇談会等の際にも各区長さん、部落長さんにもご紹介して、推進、それをご紹介したこともありますし、自主防災組織の組織会についてはお願いをしているところでございます。

防災訓練の目的につきましては、地域住民の皆さんに防災意識を持っていただき、実際に災害が起きた場合にどのような行動をとればいいのかということを考えていただくいい機会だと思っております。

自主防災組織の設立も含め、常日ごろから災害の発生に備えていただく体制づくりができるような形で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 最後になりますけれども、ここで立科町のつくる地域防災計画について、このようなことが第6節に書かれていたのでご紹介をしたいと思います。

第6節、地震被害想定ということがございます。地震の想定を見ると、例えば、糸魚川静岡構造線、全体のマグニチュードがもしあそこで8.5の地震が起きたときには立科町は6弱の震度がある。それから想定、東海地震、マグニチュード8の場合には立科町は震度5の揺れがある。それから、南海トラフ、最近話題になっておりますけれども、震度9の地震のあった場合には立科町は震度5強の揺れがあると、そのところには想定が書かれているわけでありまして、そのときに、さらに想定した中での被害の見込みも書かれているわけでありまして、避難者数、想定されておりますのが、2日後には140人、そのうち要配慮支援者が30人、それから、1週間後には被害者は70人まだいると、それから要支援の方については10人。

それから、食糧につきましては、1日目につきましては2,577食不足する。2日目には2,072食不足する。3日目には1,654食不足する。

それから、断水が起きた場合には、1日後、3,295リットルの水が必要である。2日目には6,495リットル、3日目には9,115リットルの水が必要であるということがそこにもう、町の防災計画の中に書かれているわけでありまして、

改めまして、このような状況を想定しているのであれば、しっかりとした対応をこ

れらにできるように町は取り組んでいかなければならないというふうに意見を述べまして、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（森本信明君） これで、2番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

休憩に入ります。

（午前11時44分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、5番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 立科町第5次振興計画後期基本計画策定の基本方針について

2. 循環型社会とSDGs（持続可能な開発目標）推進の取り組みはです。

質問席からお願いします。

〈5番 今井 英昭君 登壇〉

5番（今井英昭君） 5番、今井英昭です。通告に従いまして質問してまいります。また今回の質問におきましては振興計画、またビジョンについてになりますが、私の一般質問の中で多く取り扱っている題名になります。またかと思わずにどうぞ答弁のほうお願いします。また、聞いている方もまたかと思わずに、ぜひ聞いていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、1つ目の質問から入ります。

立科町第5次振興計画後期基本計画策定の基本方針について。

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成されております。その中で基本計画の前期が今年度で終了いたします。来年度からは後期計画が開始されるわけですが、今は担当課のほうで中心となって計画作成の最中だと思っておりますが、新しい町長になりまして、町長が捉えております後期基本計画策定で目指す基本方針についてから伺ってまいります。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

第5次立科町振興計画、いわゆる立科町しあわせプランは、前期基本計画が本年度で終了することから、基本構想に掲げる10年後の町の将来像である「澄んだ空！清んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！人と自然が輝く町」と将来像実現のための5つの基本目標を引き続き目指し、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする

後期基本計画を現在策定をしております。

後期基本計画の策定に当たっては、当町が取り巻く状況を時代が語ってきております。当町を取り巻く状況を的確に把握し、町の特性を生かした地域づくりの方向性を明らかにするとともに、住民の視点に立った持続可能な町づくりを目指した計画といたします。

具体的には、住民意識調査と前期基本計画の評価の結果により、問題、そして課題を見出し施策の見直し、改善を行い、後期基本計画を策定し、立科町にあるべき姿の後期計画にしていきたいと思います、その思いでございます。

以上でございます。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 持続可能な町づくりというのをキーワードというんですか、にしてつくっていくということで、前期基本計画、立科町総合戦略を含む中での評価について今の町長の答弁をいただいた中で、それも踏まえながら移っていきたいと思います。

基本計画イコール総合戦略と理解しておりますが、総合戦略におきましては年に1回、単年の評価というのを行ってきていると思います。また、振興計画の前期5年間全体の評価をどのようにまとめたのか。後期基本計画策定にかかわる住民意識調査を昨年度行い、その報告書が今年の5月に公開されました。この報告書が前期の評価の1つになると思います。これは後期基本計画策定作業にするに当たり、前期基本計画における内容に対する評価を把握するのが目的だと思っておりますが、その住民意識調査により前期基本計画の評価はどうだったのか。この報告書はホームページには公開されておりますが、初めて議会の場で取り上げるものだと思っております。そのため、この報告書の総括について答弁をいただきたいと思っております。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

後期基本計画策定のため、町内在住の18歳以上の住民の中から無作為に抽出した1,000人を対象に、住民意識調査を本年1月から3月にかけて行い、回収率は56.5%でした。

この調査では、あなたやご家族のこと、立科町に対する意識、移住者に対する意識、町政や地域へのかかわりについてお聞きしております。あわせて現在行っている施策ごとに、これまでの町の取り組みに対する満足度を5段階で、今後どの程度重要になるかと思うかの重要度を5段階でお聞きし、その結果を年代別等でも分析しております。

これらの総括となるものが各施策の満足度を横軸で、重要度を縦軸で平均点を示した散布図が評価であり、住民の視点に立った計画にするためには、この評価を後期基本計画へ反映する必要があります。

また、実施計画等で今後事業の優先度を決定していく上でも、重要であると捉えて

おります。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 今、答弁にもありましたその報告書の散布図ということで、私もこの報告書の中身を見ていますが、まさに総括としてはそれぞれの計画にあるその散布図が結果だよということで、マトリックス散布図というんですか、縦軸、横軸がそれぞれあって、点があるところが重要度が高いということで、視覚的にもかなり見やすいものの取りまとめがしてあって、まさにその分布図、満足度が高いけどできていないところをやるという部分におきましては、そういった部分でとてもわかりやすい報告書になっているんじゃないかなと思って私も見ておりましたので、まさに後期計画をつくるに当たっては、この報告書をまた企画課なりにひもといて、さらなる評価もしていただきながら、そこにつけ加えて作成していただきたいと思っております。

そうした中で、この住民意識調査報告書の中に、自由記述でアンケートに答えていただいた町民の方の直球のご意見というのもたくさんありまして、これも私自身とても参考になるご意見たくさんありました。

しかし、中には町側、また議会側もそうなんですが、情報公開の不足もあるとは思いますが、間違った内容がそのまま幾つか載せられてしまっている部分もありました。役場職員の方にも耳が痛いこともかなり載っていて、包み隠さずいただいたご意見というのをそのまま報告書にするということはとてもいいことだと思います。

ただ、制度上間違っていることが正式な報告書となってしまうと、この報告書を見た方が間違った情報で理解してしまう。またそれによって後期計画書の製作が間違った情報のもとで策定されてしまうというおそれもありますことから、少なくとも制度が違う部分については訂正する必要があると思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

住民意識調査の記述には、施策の満足度が「やや不満」、「不満」と回答した理由及び重要度が「とても重要」、「やや重要」と回答した施策について、今後力を入れていくべきと考えることの記述、あと設問による自由記述があります。確かに誤解をされている記述もございますが、報告書策定時に業務委託先の専門業者にも確認しましたが、個人の意見を尊重するため、通常は意見をそのまま掲載するのが社会調査では一般的であるとの見解でした。

しかしながら、これは町の情報が、町民の皆様に正確に伝わり切れてない表れであり、先ほど議員さんも言われたとおり、町の情報発信の課題であると感じております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5 番（今井英昭君） 今の答弁の中では、訂正するという答弁はいただけなかったんですが、私が伝えたいのは改ざんとか、いわゆる修正とかしてそこに記載ということではなくて、例えば記載している箇所について注釈として、町ではこう考えていますというのをどこかで記載しとかないと、やはり誤解が誤解を生んで、間違っただ情報、ここでは個別の案件まではいかないですが、そういったものが幾つかありましたので、ぜひ何かの場で、もう報告書はでき上がってしまっているものですので、何かの場でこの意見については、町としてはこういった認識ですとか、ここについてはこういったことですという部分で、ちょっと何かしら検討していただきたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

誤解をされている記述につきましては、またうちのほうでも検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5 番（今井英昭君） 誤解が町民の皆さんが持たないような形で、ぜひ早急にそちらのほうは対応していただきたいなと思います。

また、この前期基本計画の評価について、住民意識調査報告書というのはわかりましたが、それ以外に前期基本計画の評価というのは、何か行ったかについて伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

住民意識調査と同時期に、所管課での前期基本計画評価シートにより、施策ごとに前期基本計画の評価を行っております。

また、総合戦略は年度ごとに施策単位で、P D C A サイクル進捗管理シートにより所管課で評価を行い、評価の妥当性、客観性を担保するため、外部有識者等による立科町総合戦略評価委員会を開催して、評価、検証を行っておりますが、総合戦略の施策は前期基本計画の施策と重複しているため、今回は前期基本計画に基づいた評価を行っております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5 番（今井英昭君） 報告書以外にも幾つか、今答弁があったとおりの形で評価等をしていると、P D C A サイクルですとかそういったことをやっているということですので、それも踏まえて今後も評価の一つとして捉えていただきたいと思います。

その中で、（2）になりますが、前期基本計画の評価から見えた課題は。評価については、今お聞きしました。その結果、どのような課題が見えてきたのかについて伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

所管課での評価は、評価指標では実績が目的に達していないものも見受けられますが、最終年次の実績値ではないため、今年度の経過を見る必要があります。

しかし、中には傾向として目標の達成が難しいと見込まれる施策や目標と実績が大きく乖離しているものもあります。

また、住民意識調査での施策ごとの満足度と重要度をしめした散布図では、満足度と重要度がいずれも高い施策は、多少の見直し、改善は必要としても、基本的には現在の施策を継続、推進すべきと考えます。

重要度が低い施策は、住民の関心は薄く、住民ニーズも低いと捉えますので、縮小や廃止も視野に検討しますが、行政として必要がある施策は実施すべきで、満足度が低い施策は見直し、改善も必要と考えます。

問題となるのは現状の満足度が低く、今後の施策展開の重要度が高い施策です。住民の関心は大いにあり、住民ニーズも高いが、施策に不満や不安を感じていることとなります。具体的には、健康づくり・医療・福祉分野、子育て世帯への支援体制、農業の振興と担い手確保、公共交通網の整備、行財政運営の健全化がこれに当たり、これらを重点課題と捉えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 最初のほうの質問の中でマトリックスの中でということ今説明いただいたのはまさにその視覚化ができていて、重要度が高く満足度が低い部分ですとか、それを底上げするという部分で、幾つか施策もありましたので、そういった課題を今上げた子育てですとか、農業ですとか、そういうのをまたつなげていただきたいと思っております。

そうした中で、（3）になりますが、後期基本計画策定へつなげるための、前期基本計画の結果をどのように捉えるのか。前期計画書の評価は、いわゆる外注して取りまとめたと思うんですが、これをもとに後期計画の策定というのは、担当課が内政でやるという説明を受けているんですが、そういった中で基本計画の前期計画の結果を、後期計画にどのように反映して、担当課として反映させるのか伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

昨年度、住民意識調査及び所管課での後期基本計画評価シートによる前期基本計画の評価終了後に、調査及び評価の報告会を係長以上の職員を対象に開催し、先ほど申し上げた住民意識調査等のポイントや後期計画への反映の方向性などを説明しております。

その上で、成果指標では、傾向として目的の達成が難しいと見込まれる施策や目標

と実績が大きく乖離しているものは、社会情勢等の変化、住民ニーズの変化、利便性のよし悪しなどの状況等を分析して施策の見直しが必要なのか、目標設定に問題があるのかを検討し、後期基本計画に反映していくことになります。

また、住民意識調査で満足度が低く、重要度が高い重点課題については、既に見直しを行っているものもありますが、現在の施策を見直す必要があり、場合によっては現在の施策を廃止し、新たな施策を導入することも考えられます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 評価から計画に、既に作業のほうはやっているということなんですが、その中で、（4）になりますが、後期基本計画策定の進捗状況と今後のスケジュールについて質問してまいります。

振興計画関連の条例では、立科町振興計画審議会条例、立科町振興計画基本構想の議決に関する条例があり、今回は後期基本計画におきましては、振興計画審議会条例に沿って進められているとは思いますが、まず、後期基本計画は以前の町の説明におきましては、住民意識調査の後に策定作業部会による素案の策定等々から入って、理事者のヒアリング等行い、また振興計画審議会への諮問答申、そしてパブリックコメント、そして後期計画策定という流れということは聞いておりますが、その中で現状の進捗についてとスケジュールあわせて伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

昨年度、先ほど言いました住民意識調査、後期基本計画評価シートによる前期基本計画の評価は既に終わっております。そして、年度内に調査及び評価の報告会を係長以上の職員を対象に開催し、ポイントや後期基本計画への反映の方向性などの説明も終わっております。

本年度は、町長選挙により理事者がかわったこともあり、現在役場内において策定委員会を設け、基本目標ごとの部会で素案を作成しております。

今後ですが、素案作成後には検討委員会を役場内に組織し、素案を検討して町長の承認後、計画案とします。その計画案は、議会全員協議会への概要報告を行い、振興計画審議会へ諮問し、パブリックコメントを経て来年の2月、3月ごろ答申を受け、それを踏まえて計画とする予定です。

昨年の6月に一般質問で私が申し上げた内容とほぼ変わっておりません。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 大きくスケジュールどおりにというか、当初の予定どおりに進められているということと理解をいたしました。

（5）に移りますが、後期基本計画と総合戦略及び人口ビジョンの関係はに移りま

す。

第5次振興計画が平成27年の4月にスタートいたしまして、同じ年の11月には総合戦略が策定されました。これは国の地方創生に関連して、どこの市町村も策定したことにはなると思うんですが、その中で振興計画と総合戦略の関係というのは、振興計画の3つの層から成り立っている基本構想、基本計画、実施計画の中の基本計画をさらに3分割して基本目標、基本方針、具体的施策が総合戦略と定めていると思います。

そのため、今回の基本計画が新しくなることから、総合戦略におきましても並行して見直しがされると思いますが、その中には人口ビジョンも含まれてくると思います。中身も同じことから後期計画とこの総合戦略におきまして一緒にしたほうが業務の効率もいいのではないかなと思うんですが、この2つの計画と戦略の関係をどのように捉えて策定するのか伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在の総合戦略の内容は、前期基本計画の内容と重複する部分が多いため、非常に似た内容となっておりますが、総合戦略の有無が地方創生関連の国の施策を活用するためには必須となります。そのため後期基本計画の素案が定まってきたところで、総合戦略及び人口ビジョンの見直しをあわせて行う予定です。

後期基本計画と総合戦略を別々に作成する方法と、2つを合わせて1つにする方法がありますが、国の説明では、地域の実情にあわせて対応をして構わないとのことであり、2つの方法の長所、短所を十分に研究し、県や他自治体の動向も注視しつつ検討会議で検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 今、答弁の中では、制度上この2つのものは一緒にできるということで、まさにダブル行政の解消ですとか、また効率化のため、また評価委員さんも別々に、ダブっている方もおいではなると思うんですが、そういった方が2つになるよりはやはり1つにしたほうが今後立科町にとってもわかりやすく、計画が1つのほうがわかりやすいと思いますので、検討するという今答弁でしたが、ぜひ本当に前向きに検討していただいて、この総合戦略と振興計画が一緒のものになるような形、これはもちろん行政もそうですが、町民にとっても1つにしたほうがわかりやすいには間違いはないと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

この半年の中で、今後5年間の基本計画が策定することになりますが、今この評価ですとかスケジュール、進捗については伺ってまいりました。今後この5年間、5年後に基本計画がとてよかったという計画ができるように、企画課が中心となって、これはもう全課に言われることなんですが、全課一丸となってこの策定を進めていただきたいと思います。

では、大項目質問の2つ目に移ります。

循環型社会とSDGs（持続可能な開発目標）推進の取り組みは。

まず、用語について押さえておきたいと思いますが、循環型社会というのは、ごみの減量化の促進ですとか、新エネルギー導入の推進にかかわる自然環境に関する分野と理解しております。

また、SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成されているもので、長野県ではこの目標に向けた優れた取り組みを提案したとしてSDGs未来都市として全国で初めて選定もされました。

また、県議会のほうでは、SDGsの考えを取り入れた環境条例策定に向けて走り出したということです、動き出したということです。

そうした中で、町の担当の方もSDGsについての説明会、説明会とまで言えるかどうかちょっとわからないですが、これについての会に数回参加されたとも聞いております。その上で、当町における循環型社会とSDGs推進の取り組みについて伺います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えする前に、ただいま議員おっしゃったこの循環型社会とSDGsの関係について、若干私が調べた内容の中でこんなことだということ、もう一度おさらいの意味で申し上げたいというふうに思います。

循環型社会というのは、大量生産大量消費、それから大量の廃棄型の経済社会から脱却して、生産から流通、消費、それから廃棄に至るまでの物質の効果的な利用やりサイクルを進めることによりまして、議員おっしゃったとおり自然資源が抑制され、環境への負荷が低減される社会であると、これがいわゆる循環型社会ということだというふうに理解しております。

また、SDGsの考え方でございますが、もちろん持続可能な開発目標というのが直訳にはなりますが、ダブりますけれども、2015年9月に国連において我々の世界を改革する、持続可能な開発のための2030アジェンダ、いわゆる行動計画が採択をされてきているわけでありまして。

国では、SDGsの推進本部を設置し、施策を進めてきております中でございますが、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことによりまして、持続可能な社会の実現を目指すもので、議員おっしゃったとおり、長野県では長野県総合5カ年計画をSDGs行動計画として策定し、「誰もが学べる環境づくり」、「地域内経済循環の促進」、「快適な健康長寿のまち・むらづくり」、「豊富な自然

エネルギー資源を活かした自立・分散型モデル地域の形成」を柱に、2030年を目指す姿に向けた取り組みをしているところだというふうに理解をしております。

町では、循環型社会の推進の施策で、温暖化の防止、一般廃棄物の減量化、ごみ処理施設の整備促進があり、現在順次取り組んでいるところでございます。

SDGsについては、町の計画に反映してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 今、町長のほうから答弁をいただきました。循環型社会とSDGsということで、かなり広範囲にわたっているのですが、この説明だけでも1時間、2時間ぐらいかかって、それだけでも足りないということは理解はしていますが、また、今、町長がおっしゃったこと、これ世界的な動き、また、長野の動き、それぞれあって、当然立科町でもこのSDGsという言葉は使われていない時代から、これに似たような政策もやってきたと思いますので、ぜひ立科町も積極的にこのSDGsに取り組んでいるというのを、また何かしらの特集を組んで発信していただきたいですし、また、その先駆者的な自治体であってほしいなと思っております。

そうした中で、具体的な質問に入ってまいります。新エネルギー政策ビジョンの策定と、そのことに対して町の積極的なかわりが必要だと考えます。新町長になりまして、振興計画の基本構想に沿いながら、両角カラーを取り入れた政策が補正予算ですとか、また、これから始まります来年度の当初予算にも盛り込まれるのではないかと思います。

そうした中で、それぞれのビジョンがやはり必要だと思います。冒頭に申し上げましたように、このビジョンについて数多く一般質問しているわけですが、まさに私は、そのビジョンというのが重要性が高いと思いますからこそ何回も質問をしていくわけなんです。今回はこの新エネルギーのビジョンになるんですが、そのビジョン策定が、そもそもが職員の方の仕事になってしまって、通常の仕事が進まなくなる。また、このビジョンづくりが仕事になって、その中身の取り組み自体がおろそかになってしまうという本末転倒なことをやるということではなくて、まさにそのビジョンを有意義に使っていただくためのビジョンをつくっていただきたい。

そもそもビジョンがない仕事を幾らやっても、点と点はたくさんできるものの、線として結ぶことができない、いわゆるやりっ放しの政策になってしまうおそれもあります。もちろん行政の仕事というのは、ルーティンの仕事もありますので、このことに当てはまらないことは、私も重々承知はしております。

しかし、それ以外の業務、ルーティン以外の業務の中では、方向性もなく、ただ目先の仕事をしていても達成感もなく、また、職員の方のプラスになるインセンティブ自体も生まれません。

そのため両角カラーを出すためには、何も難しいビジョンをつくるというわけでは

なく、簡単な、簡素なもので十分だと思うんですが、そういった簡単でもいい、それぞれの分野についてのビジョンというのをつくっていただきたいと思いますし、また、新町長の初期、今です、今だからこそできるチャンスだとも思っております。これが二、三年後ビジョンをつくると言ってもなかなか手遅れになってしまっているの、やはり町長の考えを出すには、まさに初期の段階の、ビジョンをつくるには今がチャンスだと思います。

ビジョンをつくるとしたら今が一番最適だと思うんですが、立科町の進む方向の新エネルギーについてのビジョンもつくり、それを達成するためにも、町民も行政も同じ方向を向くことができると思います。

このような背景の持論を持っておりますが、新エネルギー政策に関するビジョンが必要だと思いますが、このビジョン策定について、町の考えについて伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、大変新町長に対するとこのようなこと、非常にご期待をされてて、大変私も恐縮に存じておりますが、いずれにしてもこのビジョン、確かに議員おっしゃるように、ビジョンなくして中身なしということはわかります。

ただし、立科町ビジョンの策定というのは、立科町全体のやっぱり策定でございますので、できることであれば町全体の問題に対する立科町の振興計画、そして総合戦略、そして実施計画を策定する中に、私なりの考えを盛り込まさせていただいて、それを一つの基本として議論を深めていただければと、このように考えておりますし、その中で策定をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） ビジョンというのは振興計画ですとか、そういったところに反映させていくという答弁でした。

策定するに当たって、細かいビジョンを先につくって振興計画をつくるのか、または、振興計画があって、その中でその分野についてのビジョンを考えていくのか、これ、私もどちらが正しいかというのは、正直わからないです。多くのところはビジョンがあって、振興計画をつくっているという自治体もあるとは聞いています。その反対もあるのかもしれないんですが、やはりそれぞれの、今回は新エネルギーということですが、それ以外にも農業ビジョンですとか、観光ビジョンですとか、いろんなビジョンがあると思います。

そうした中で、6月定例会におきましては、農業ビジョンについて策定していくという同僚議員の質問の中であつたと思いますが、まさにビジョンというのは、細かいのはどこまで行っても必要だと思います。振興計画があってその中に反映させたとしても、やはり細かい部分のビジョンが必要になってくるんじゃないかなと思っております。

ます。

ですので、この仕事の進め方というのは人それぞれ違うように、両角町長についてはそれぞれどのような形で進めていくかというのもあるとは思いますが、ぜひこのビジョンというのにも重きを置いていただいて、行政のほうも進めていただきたいなと思っております。

このエネルギービジョンについて私も調べたところ、立科町新エネルギービジョン策定調査報告書というのが平成14年に策定されておりました。

この報告書を、私も熟読まではしきれてはいないんですが、目を通させていただきました。当時は国の主導で、全国の自治体手を挙げたところが、この報告書というのを策定したということなんです、今から17年前になりますが、新エネルギー全体像の絵というのは、今もこの当時、平成14年度も変わらない絵が描けるんじゃないのかなと、今も適用できるんじゃないかなと。また、当時よりも技術、新エネルギーに関しても技術も進歩しましたし、また同時に導入費用というのも下がっていると思います。

そういった取り組めることがたくさんあるなと思って見ていたんですが、そのためにせつかくこの調査報告書というのがありますので、今冒頭の説明の中では、前向きな答弁いただけなかったんですが、せつかくこの報告書がありますので、ゼロからではなくてこれをブラッシュアップした形の令和版のエネルギービジョンというのを策定してはいかがでしょうか、再度質問いたします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

私も手元に立科町地域新エネルギービジョン策定調査報告書、平成14年の2月に立科町が策定しました。その中に、このように、これ私も見ましたけども、すばらしいこれはエネルギーの1つの流れです。これは一つ一つがちゃんと理にかなってつくられています。

ただし、けちをつけるわけでも何でもありませんが、やはりそうはいつでももう既に17年近くたっているわけであります。当時の関係の中でいきますと、一番重要視してますのは、何と言っても太陽光、あるいは水力もありますし、風力もありました。ただ、風力に関しては、ご案内のとおり立科町にそぐわないということで、確か今立科町の中でも検討もされてきてない状況があるかと思いますが、太陽光はもう大分、いろんな環境面の問題は別としまして出てきております。

ただこれからの時代というのは新たな資源エネルギー、いわゆる自然環境にやさしい資源エネルギーを言わばそれを活用しながら、この町の一つの策として進めていくということは重要だというふうに思っておりますので、この報告書をもう一度よく熟読して、その中で今これからどういうふうな振興計画やそういったものに反映させていくビジョンが作れるのか、そのような中に組み込んでまいりたいと、このように考えております。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5 番（今井英昭君） 今、町長がお手元にあった報告書、決して夢物語ではなくて現実的にできること、もちろん夢物語も含まれているかもしれないですが、現実的なものも幾つかありますので、ぜひまたその中身参考にしながら町づくりをしていただいて、またいろんな政策につなげていってもらいたいと思っております。

その中で、もう一つになりますが、②になりますが、自治体が参入している事例というのが増えております。町の考えはということで、これ総務省の研究会の1つであります自治体主導の、地域エネルギー整備研究会において、数年のうちに100くらいの自治体の地域エネルギー会社ができる可能性があるところの研究会ではまとめています。

地域エネルギーの種類というのは、当町の場合、今話がありましたように太陽光ですとか水力、また木質バイオマス等々たくさんあると思うんですが、現時点で取り組んでいる自治体が、このことによって得られた収益を、環境を中心とした町の振興に活用しているということです。そのため、当町におきましてもこれらの自治体同様に、町が主体となって貴重な自然エネルギーを、新エネルギー事業に参画する検討ということを進めるべきだと思いますが、この件について町の考えを伺います。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおりこの立科町にはすばらしい自然と広大な森林、そしてまた豊かな水源、豊かな水源と言いますが、莫大に水源があるわけではございませんが、限りはありますが、また日照時間が非常に長い、これは日本一なのか、県下一なのか、何なのか、そういう問題はありますが、いずれにしても日照時間も長い、こういったことをそういった特性があるわけですが、そういった強みを地域エネルギーが多く点在しております。立科町では、1村1自然エネルギープロジェクトによりまして取り組んできた経過もございますが、今後検討していきたいというふうに考えておりますけれども、また県が進める施策、これ補助制度もありますので、内容を十分検討する中で活用していきたいというふうに考えております。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5 番（今井英昭君） 今、答弁いただいたんですが、これが（2）にも同じような形で、そこも含まれてしまっているのかと思いますが、同じ質問になってしまうかもしれないですが、次の質問になります。

次に、再生可能エネルギーの中でも水力と木質バイオマスに絞って質問してまいります。小水力発電の推進に関して、町はどのように考えているのか伺います。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

町としましては、クリーンなエネルギーでありまして、地球温暖化防止にもつなが

るものとして認識をしております。既得水利権や経済性などの課題もありますので、今後研究を進めていくと、こんなところがございます。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 検討していくということなのですが、その中で②土地改良区との連携をどのように捉えているのか。

今年度農林課から県営かんがい排水事業立科幹線地区整備計画の工事がスタートしました。これは、総事業費概算予算では40億円で、このうち国、県、関係自治体4市と、あと土地改良区の負担となると説明がありました。当町からは総額3億円以上もの金額を負担するという説明もありました。もちろんこの事業というのは、町にとって重要な工事のため必要経費ということで認識はしていますが、この経費の一部を補うためにも土地改良区と連携した取り組みというのが必要だと思いますが、この点について伺います。

議長（森本信明君） 片桐農林課長。

農林課長（片桐栄一君） それでは、私からお答えを申し上げます。

現在、川西土地改良区連合で陣内森林公園下と佐久市協和の甘酒地区の2カ所におきまして小水力発電を行っております。今後、小水力発電に適した新たな場所があれば、町といたしましても今後土地改良区と連携をしまいる考えでございます。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） ぜひそういった場所があるかどうか、連携しながら、一部補うためにも、強く土地改良区と連携して取り組んでいただきたいなと思います。

（3）になります。木質バイオマス推進が必要だと思いますが、水力と同じように町の考えについて伺います。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） お答えします。

木質バイオマスの推進ということでございますが、二酸化炭素の排出を抑制し、これもそうですが地球温暖化防止につながるものと認識しております。

間伐材などの森林資源を有効活用するものでありますが、地域の皆さんとの合意形成は必要不可欠ですので、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） こちらも検討ということですので、ぜひ前向きにお願いしたいと思えます。

②に入りますが、森林経営管理制度と森林環境譲与税についての質問に移ります。この2つは今年度から開始された制度です。農地では既に農地集積事業として中間管理機構がありますが、その森林版なのかなと。同じではないですが、そんなような感じなのかなという形で思っております。この政策も木材利用の推進など、少なからず循環型社会とSDGsに影響を及ぼすこともあると思っておりますので、及ぼし町の森林施

策にも大きく影響すると思います。そこで、この2つの制度について、当町の基本方針と取り組み状況について伺います。

議長（森本信明君） 片桐農林課長。

農林課長（片桐栄一君） お答えをいたします。

森林経営管理制度、森林環境譲与税、これともに本年度から施行されております。

森林経営管理制度につきましては、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積、集約するとともに、それができない森林につきましては、市町村が経営管理を行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るものであります。町といたしましては、この制度を十分活用しながら町内の森林整備を図ってまいります。

取り組み状況でございますけれども、先ほど申し上げたとおり今年度から施行というようにございまして、今年度におきましては森林管理のために森林の地番、所有者、面積などの森林情報と地図を連動させました林地台帳システム、こちらを導入いたしました。このシステムの活用を図るとともに、今後も国、県の指導を仰ぎながら計画的に事業を進めてまいります。

次に、森林環境譲与税でございますが、間伐や路網、路網につきましては林道、あるいは作業道というような意味合いになりますけれども、このような森林整備に加えまして、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに活用できるものでございます。私有林人口林面積、林業就業者数、人口、これら3つの数値によりまして配分額が決定してまいります。立科町には本年度130万円が譲与される見込みでございます。また、今後、県と町との譲与割合が定期的に見直されまして、譲与額につきましては、今後増額となっていく見込みでございます。

町といたしましては、この譲与税を十分活用しながら、町内の森林整備等を図ってまいります。

今回、本議会に基金条例を上程させていただきましたが、今後森林整備及びその促進のための事業を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） この2つの制度について有効に活用しながら進めていくということですが、この譲与税の用途についてなんです、いろんな活用方法があると思いますが、その1つにバイオマス利用の促進ができますとうたわれているんですが、そのことから当町におけるこの循環型社会との連携を今回のこの譲与税とどのような形で連携をとられているか伺います。

議長（森本信明君） 片桐農林課長。

農林課長（片桐栄一君） お答えします。

森林経営管理制度、森林環境譲与税ともに森林整備につながるものでございます。

整備をする中で発生をいたします間伐材など、循環資源として有効利用することによりまして、循環型社会が形成され、天然資源の消費の抑制や環境への負荷が低減されるものと考えます。

以上です。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） その中でバイオマス利用をして、十分に活用して循環型社会に取り入れていってほしいと思います。

3つ目になります。譲与税について、都市部の友好都市等へ働きをして循環型社会を一層推進する考えはということで、森林環境譲与税は基準として森林面積のほかに人口割があるということで、そのために森林を持たない都市部の自治体にも譲与されるということになっています。そのため林間学校や経済交流のある都市部へ積極的に働きをかけて、林間学校の生徒を受け入れる側としてはその譲与税を活用して、一層充実した環境の整備が必要なチャンスがあると思います。そういったことから、都市部に対して積極的な働きをして、県が創設した長野県森林経営管理支援センターにおいても押し進めていただけるということなので、バックアップ体制はできていると思いますので、この譲与税について都市部の友好都市へ働きかけを積極的に行って、この循環型社会を一層推進するべきだと思いますが、町の考えについて伺います。

議長（森本信明君） 片桐農林課長。

農林課長（片桐栄一君） お答えします。

町といたしましても、都市部自治体の譲与税を活用した中で、町内の森林が整備されることを希望するわけですが、友好都市などの関係自治体との合意形成が必要となってまいります。その部分を協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、友好都市住民によります立科町での植林、間伐などのカーボンオフセットの排出削減活動については、現在協議中でございます。

以上でございます。

議長（森本信明君） 今井英昭君。

5番（今井英昭君） 一部カーボンオフセット等で都市部のほうと進めているということなんです。森林整備だけにとどまらず、この循環型社会という部分でバイオマスを使ったエネルギーを使ったような形で何か都市部との連携ができればというのも一つ加えていただいて、循環型社会というのを位置づけをしてこの都市部の学校関係、また経済関係でつながっている都市部に働きかけをしていっていただきたいと思います。

今回振興計画の後期基本計画、また新エネルギーのビジョンのことで質問してまいりました。先ほどから申しておりますように、私は常々ビジョン、また道しるべというものの重要性を訴えてきています。仮に、そのビジョンどおりに進めなかったとしても、ビジョンがあるからこそ、その評価ができます。ビジョンがなければ評価すらできないので、やはりビジョンというのは必要なかなと思っております。また、ビ

ジョンを策定するときに、ほとんどが今パブリックコメントというような形で町民の皆さんからも直接お話を聞く機会というものがあります。ということは直接町づくりに町民の方が参加できるチャンスでもあると思います。そうしたことから、ビジョンもなく何げなく町政運営をするということよりは、町民の皆さんが参加できる町づくりをすることによって、町民一人一人の方が主体となって、また振興計画の基本構想であります「澄んだ空！清んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！ 人と自然が輝く町」が描けていけて立科町がより一層発展できると思います。

以上で終わりになります。

議長（森本信明君） これで、5番、今井英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分からです。休憩に入ります。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、11番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は 1. 義務教育期間の通学費について

2. 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定についてです。

質問席から願います。

〈11番 榎本 真弓君 登壇〉

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。

ただ今から、通告に従いまして2点の質問をいたします。今定例会最後の質問者となりますが、大変、皆様、暑い室内になっておりますので、できる限りご期待に沿えるようにやっていきたいと思っております。

まず1番目は、義務教育期間の通学費についてであります。

立科町は特異な地形であり、生活環境、子育て環境にも大きく影響を与えています。

私は1986年に立科町へ移住してきましたので、蓼科区の子育ての大変さは十分に経験済みです。その経験から申し上げますと、保育園の通園には、当時、子供が3歳でしたが、JRバスに幼児本人だけで定期券を持ち、通園をさせました。小学校も同様であります。立科町の特異な地形だから仕方がない、これが立科町での生活なんだと思っておりました。引っ越してきたばかりでしたので、それは心配でした。なので、子供がなれるまで、私も一緒にバスに乗って通った思い出があります。30年前の当時は、子供たちも大勢いて何もなくて過ぎてきたことに、今、思うと、昔のよき時代だったと思うばかりです。宿泊のお客様との会話で、この状況を話すと、「えーっ、3歳の子を1人だけでバスに乗せるの。スクールバスじゃないの。1人で30分も乗って通園するの。」と、皆さん大変驚かれたものでした。現在もこの状況は変わっていません

ん。

しかしながら、このような子育て環境は果たして健全と言えるでしょうか。近年、いろいろな事件で子供が被害者になる事件が起きています。また、当時と違い、現在は子供の数も大変少なくなっています。

蓼科区は、へき地保健医療の対象地域で、立科町の中の1カ所にその名前が載っています。また、保育園、小中学校全てにおいて、20キロ離れています。子供の安全確保を図るためには、スクールバスの導入が当たり前を検討されるべき地域であると考えます。

文科省の「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」のスクールバス導入の背景は、昭和29年に施行された、へき地教育振興法において、へき地学校の児童生徒の通学を容易にするための措置を講ずることを市町村の任務として求めています。僻地における児童生徒の遠距離通学、小学校では4キロ以上、中学校では6キロ以上を緩和するために、スクールバスの購入費には2分の1の国庫補助、そして、運営の地方交付税措置があり、運営費は民間委託でも関係なく対象となります。

また、スクールバス導入には安全確保の観点から、文科省としても、警視庁、総務省、国土交通省と連携をし、「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」を、各都道府県及び指定都市教育委員会に対し、路線バス等をスクールバスとして活用することについて、登下校の安全確保の方策の一つとして検討するよう求めています。

立科町は、町独自の遠距離通学費補助金がありますが、以前のような民間経営のバスと違い、現在は町独自の運営となるスマイル交通です。通学費の計算に実費を計上しなくとも、スクールバス同様に義務教育期間の通学費は無料にするべきではないでしょうか。

町長に質問いたします。長野県へき地保健医療の対象地区である蓼科区の義務教育期間の通学費に対し、どのように考えるか答弁を求めます。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

現状、蓼科地区の児童生徒にはスマイル交通の利用をしていただいておりますが、町は遠距離通学費補助金の交付により、保護者負担に対して一定の補助を行っているところでございます。義務教育であっても全てが無償ということではなくて、一定の保護者負担はお願いしなければならないというふうにも考えておりますが。

しかしながら、蓼科地区と里地区の通学形態の違いや負担の公平性に鑑みて、補助金のあり方等について、慎重に今後、考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） それでは、教育次長に質問をいたします。

文科省は子供の安全を守るために、平成14年から、子ども安心プロジェクトを推進する中で、通学路における子供の安全を確保するための取り組みを進めています。通学路における安全確保には、集団登下校の実施、学校安全ボランティアによる見守り活動、保護者等の同伴による登下校の実施、地域の実情に合わせたスクールバスの活用も有効な方策とあります。

教育次長に質問いたします。児童生徒の安全確保から、スクールバス通学に対してどのように教育委員会は考えるのか、質問をいたします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

スクールバスの導入につきまして、財政的な面では、先ほど榎本議員のほうから説明がありました。僻地対策事業に該当するという事で、財源的には有利な条件で車両等の購入はできます。しかしながら、バスの運行となると、多額の運行経費もかかってまいります。

確かにスクールバスということになれば、より児童の安全の確保に資することはできると思っております。しかしながら、こういったバスの運行経費に対する交付税の措置は2分の1ということでございます。こういった費用対効果の面から、また、現実、地域公共交通網が通っておりまして、町としては二重の投資になってしまうという、こういった観点からも、現状ではスクールバスの導入は難しいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 続けて、教育次長に質問いたします。

現在、シラカバ線、蓼科区から通学する保育園児、そして小中学生の人数は何人でしょうか。私が30年ほど前に移住してきたときには、もうバスが満席になるほど、本当に50人以上の子供たちが1台のバスに乗り切れないぐらいいた時代がありました。ですが、時とともに大変、今、少なくなっているという現状でありますので、その人数を改めて質問いたします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 今年度、蓼科地区から通われている児童生徒の皆さんですが、たてしな保育園の園児につきましてはシラカバ線利用者が3名、小学校につきましては5名、中学校につきましては2名の、合計10名ということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） この30年の間に、大変、人数が減ったということでもあります。それは

現実に子供たちが、当然、成長して町外に皆さん移り住み、今現在通っていらっしゃる方たちのお子さんは、立科町にちょうど私どもが来たような状況で、外から入ってこられた方、また、地元で成長された方が蓼科に戻って来られた方ばかりのお子さんだと思っております。その上でも、この通学の距離というのは、大変、若い方には負担の、また、親としても心配な距離ではあります。子供たちも本当によく頑張っていると、私は今でも思っております。

そこで次に、もう一度教育次長にお伺いいたしますが、将来に向かっての通学費の見直しを行う考えはないかということであります。運営費に、民間委託運行、占有運行に関係なく、交付税措置があり、バス運行も以前は民間企業が営業していましたけれども、現在はスマイル交通として立科町独自の運賃形態となっています。立科町独自の遠距離通学費補助金、これは13万3,000円でしたかね。その金額が、もう30年以上、何も見直されておられません。補助金や保護者からの差額負担金は、教育委員会から企画のスマイル交通関係のほうへ支払う、内部移動となっています。そういった遠距離通学費補助金の見直し、そして、内部移動でも予算が動くだけの状況になっているところでの、将来に向かっての通学費の見直しを行う考えを伺います。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

現在、蓼科地区の児童生徒の通学のシラカバ線の定期代でございますが、1人当たりの年額が13万300円ということでございます。これは前から変わっていないということではございませんで、今のスマイル交通に変わってから、年額が13万300円になったちゅうことでございます。

このうち保護者の負担につきましては、保育園児と小学校1、2年生が年額2,760円、月額にして230円、小学校3年から6年生が年額6,280円、月額で約530円、中学生が年額2万3,680円、月額約1,980円が保護者の皆さんの負担ということでございます。この差額については、町のほうから支出をしているという、こういうことでございます。

通学費の補助のあり方につきましては、先ほど町長のほうからも答弁がございましたが、蓼科地区と里地区の通学形態の違いもあります。また、町内全体の、この遠距離通学費の補助の対象になっている皆さんにもかかわりのあることから、今後、ちょっと慎重に検討をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 先ほど13万3,000円と申し上げましたが、13万300円の訂正であります。この13万300円の根拠であります。教育委員会のほうから資料を頂戴しましたので、それを申し上げます。

これは、運賃が一日に片道が250円、それに往復として2倍。さらに、そこに365日、

1年分の日数を掛け、そして休日分をその分、また休日分は7分の5ということで、合計13万300円となっています。ただし、この250円の運賃形態、これを今、スマイル交通という運行によっております。

私の1986年に来たころになりますけれども、当時は、JRバスが佐久平から東白樺湖間の運行をやっておりまして、そのJRバスが、やはり乗車の少なさにより、途中で運行を休止しました。当時、私ども子供たちを持っている親として、やはりこれでは困るということで申し入れもした記憶がありますが、平成16年の4月から千曲バスによる代替バス……。

議長（森本信明君） 榎本議員。

11番（榎本真弓君） はい。

議長（森本信明君） ちょっと外部の音がまじっているので、ちょっと時間とめますので。

11番（榎本真弓君） はい、わかりました。

議長（森本信明君） しばらく、暫時休憩とします。

（午後2時57分 休憩）

（午後2時58分 再開）

議長（森本信明君） それでは、休憩前に戻り、議事を再開します。

榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） それでは、教育次長にもう一度お伺いいたします。

先ほど、途中で中断になりましたが、当時の時代のバスと現在とは、途中途中で民間から直営のバスに切りかわっている現状があります。過去は、JRバス、そして、そのバスが運行をやめるということで、途中から、平成16年から千曲バスに切りかわり、その千曲バスもやはり利用者が減っているということで、廃止の方向になってきた経過があります。

そして、平成21年の10月から、スマイル交通による運行ということですが、やはり民間は当然、運賃というものがなければ、業務の経営が成り立たないわけでありまして、立科町のスマイル交通というのは、義務教育の期間の通学には、町として用意するのが当然ではないでしょうか。私ども、子供たちを育てながら、ましてや町内の移動に大変距離があるところに住んでいるのは、これは覚悟の上でそこに住みましたけれども、せめて義務教育期間の間だけでも通学費に対する、やはり無償——スクールバスでしたら、当然、金額はありませんので、その無償で子供たちを学校へ通学させるというのが本来ではないかと思えます。

先ほどの運賃形態は、スマイル交通であります。JRや千曲バスではありませんので、遠距離通学の補助金があったとしても、その運賃形態そのものが、そこに今、継続をしているということに私は理解ができないところであります。これは地元の保護者からも、やはり力強く言われてまいりましたので、私もここできちんと声を上げた

と思います。教育次長に再度お伺いいたします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

先ほども申し上げたところでございますが、スマイル交通につきましても町が運営をしているという、協議会が運営しているわけでございますが、いずれにしるそちらには経費がかかってきているといった中で、義務教育とはいえ、保護者の皆さんにもある一定の負担をしていただくのは、今現状では当然という言い方が語弊があるかどうかちょっとわかりませんが、一定の負担はしていただかなければならないのではないかと、そんなふうには現状では考えております。

したがって、先ほどスクールバス、保護者の負担金についても申し上げたところでございますが、これもずっと見直しができいていないという部分もございまして、今後、なるべく公平性をもって応分の負担というようなことを考えまして、慎重にまた負担の割合については検討をしたいと、こういうことでございます。よろしくお願いたします。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） これは教育次長もお手元にお持ちだと思いますが、文科省のほうから出しております「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」で、平成20年の3月に策定をされたものであります。

ここに、全国のスクールバス導入の事例が載っております。それぞれのところに、やはり距離の遠さ、また、その安全確保の導入事例に至った背景が載っておりますが、この中に路線バス等の活用ということで、路線バスを逆にスクールバスとして活用をしているところの事例が紹介をされております。それをただいまから申し上げます。

「行政直営の路線バスを活用する場合は、児童生徒の通学費相当分の予算を教育委員会が確保し、その予算を路線バスを所管する部局の歳入とするなど、多くは行政の内部で経費負担が行われます」ということです。「一方、民間事業者が運営する路線バスを活用する場合は、業務委託として行政から事業者へ委託費が支払われる場合と、行政から利用者に定期代等の費用が支払われる場合があります」とあります。これを読みますと、やはり、今、スマイル交通は民間ではありませんので、教育委員会から関係部局、企画課のスマイル交通の経費に内部移動をしているものと思われま。

そういった観点から考えますと、立科町の子供たちを義務教育の中で通学させるためのバスであるならば、私は、もうその時代ではなく、やはり保護者負担をもらう時代ではなく、子育て支援という観点から見直すべきではないかと思っております。

これはもう最後に、町長にお伺いをしたいと思います。——申しわけありません、最後にその町長の前に、もう一度教育次長に申し上げます。義務教育小学校等の施行費の国庫負担等に関する法律施行令第4条には、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロ以内、中学校にあってはおおむね6キロ以内であること」が基本になっ

ています。「子供の発達段階、通学の安全確保、交通手段などを総合的に勘案して、各地の事情を踏まえて市町村において適切なあり方を検討すべきである」とあります。

私は、バスを必ず使うということではなく、やはり里の皆さん、学校に近い4キロ以内の子供たちは大変歩き、また、それが体力増強になっていると思います。また、逆に私どものように遠いところから通う児童生徒には、歩かないという、その逆の弊害も起きてきます。やはり20キロ離れた蓼科区は、いろんな意味で同じ町内であっても違うと思います。

このような特異な地形の立科町で、安心安全な子育て環境を充実させる議論を、やはり教育委員会として行っていただきたいと思いますが、それについての答弁をお願いいたします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

いずれにしても、約20キロ離れた蓼科区からの通学については、今、議員のおっしゃるスクールバス等によるものか、または、今ある公共交通、これを利用するかどちらかしかない。それか、保護者に送迎を完全をお願いすると。これしかもう方法はないと思っております。

この中で現状、今、公共交通を走らせていただいている中で、それを利用しているというのが現状でございます。この枠組みをまたどう変えていくのかというのは、公共交通のあり方によってもまた変わってくる場面ではなかろうかと思っておりますけれども。現状では、公共交通を使わせてもらうという中で、よりよい——先ほどから申し上げておりますが、負担の公平性等も鑑みながら、保護者の負担についてはまた、応分の負担になっていくような形で見直しをしていきたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） ぜひ、議論をしてください。冒頭申し上げましたように、子供を守る環境ってというのは、大変厳しい社会になっているかと思っております。以前は、農家さんとか皆さん、歩いている子供たちの姿を見ている環境がありました。蓼科区の場合は、もう子供は親から離れたその段階から、1人でバスに乗って通学をする環境になります。誰が見ている、見ていない、全くそういった時間がなく30分の、1人の本当に長い通学の時間になります。

そういった観点からも、立科町のこの特異な地形という、そこを私どもは選んでは来ておりますが、これから先の子育て環境を充実させていくというところでは、先ほどのような10人ぐらいの人数になった中であれば、当然、議論をしていくべきものではないかと思っております。課から課に動くだけの数字であります。当然、他の歩いていらっしゃる子供さんたちとの整合性も考えていかなければならないと思っておりますが、今日申し上げるのは、蓼科区の特異的な子供のことを、やはり考えていただきたいという

ことであります。

そこで最後に、今までのやりとりを聞いていただいて、町長はどのようにお考えか答弁をお願いいたします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

冒頭、私のほうからも無償ということはいかがかというお話もさせていただきました。これにつきましては、議員ご案内のとおり、やはりそうはいいましても、里の地域でも今、外倉以北は当然バスを利用しているわけであります。それと同時に、いわゆる通学費の、要するに年額幾ら月幾らと、この額の問題についても、小さなお子さんから中学生までという中で、一つの段階を経ている。これが公平であるのかどうかということは別の話ですけれども、いずれにしてもそういう形態をたどってきているという歴史がございます。

ただ、先ほど来からありますように、今、保育園児から中学生まで10名というお話も聞きました。特にそういった中で非常に、最近特に、立科ではあまり起こっていないかわかりませんが、少なくとも都市部あるいはこの周辺部の中でも、いろんな事件も起きております。いわゆる子供の安心安全という観点の中で、歩道を歩いている子供の安全だけでなく、こういったバス利用の子供の安心安全という問題についても、これは危惧されるものはあると思います。

そういった観点の中で、今、一番壁になっておりますのは、やはり何といても、公平な扱いをしていかなきゃいけないという公共の立場という中で、これからまた十分研究していかなきゃなりません。この問題については、でき得ることであれば、前向きに考えていかなければいけない問題だろうというふうに思いますが。今日の段階で、「わかりました。来年からこうします」ということは言えませんが、少なくとも、一番は子供の安心安全という観点の中では、長い道中の中にどういうことが起こるかというものも加味しながら、そして里の皆さんとの整合性もとりながら。もう一点は、もう既に投資をしてきております、いわゆるスマイル交通の運行の問題。一般の方も観光客もいるわけでございます。そういったことも加味しながら、十分、研究検討をさせていただきたいということを申し上げて、お許しをいただきたいというふうに思います。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 十分に議論をしていただきたいと思います。やはり、立科町の中でこういう地域があるということも、議論をすることによって知っていただくこととなりますし。やはり声を上げなければ、立科の地形そのものが、私はほぼ毎日おりて来るような状況でありますけれども、やはり外れで忘れられて。正直、町内の皆様たちは、女神湖に来るよりも佐久、上田に行かれるほうが近いというふうに、ちょっと勘違いをされている方も多い中であります。やはり冬の厳しさ、また、夏は大変涼しいです

が、観光エリアということで車の量も多く、また、冬はその逆でありまして、大変厳しい。またその中で、バス通学をする中では、やはり危険度も高くなってきます。まず、とにかく議論をしてください。

町長は、「人口減少対策には若者が魅力を感じ、定住したいと思える町づくりが必要」と町長就任の新聞のインタビューで答えられています。観光エリアの蓼科区では、若者が移住してくるチャンスは大変多く、子育て環境は常に見直しをしていかなければならないと考えます。30年以上も変わっていない義務教育期間の通学費に対し、十分議論をしていただき、改善を望みます。

それでは、2番目の質問に入ります。公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定についてであります。

公共施設等総合管理計画の策定が終了し、現在、企画課において個別施設計画の策定を行っています。総合管理計画には、「今後は本計画に基づき、各施設の所管において具体的な長寿命化や統廃合を含めた施設のあり方について検討し、個別施設計画を定めるなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていく」とあります。

人口減少にはいろいろな対策を行っていますが、効果的な結果が出ていない現状の中、人口減少による将来負担のコストが増大することも数字で示されています。この問題は行政だけの議論ではなく、町民に対しても説明し、積極的な理解を求めていかなければならないと考えます。

また、近年、公共施設は複合多機能多目的施設として整備される傾向にあり、単に施設、建物、設備を管理するだけでなく、ファシリティーマネジメントとして経営的視点から、総合的に企画、管理、活用していくことが必要と考えます。公益社団法人日本ファシリティーマネジメント協会においては、ファシリティーマネジメントは、企業・団体等が保有または使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動と定義をしています。

ファシリティーマネジメントは、これまでの施設管理と大きく異なり、施設の保全を行うというだけでなく、施設の価値を最大限に引き出すために、知識、技術を集結させ、長期的視野と計画性を持って取り組み、かつ最適化を検討するマネジメント業務を言います。

それでは、ファシリティーマネジメントとは何のために必要か。それは、大規模な複合施設を建設すれば、数十億円の初期費用、設計費、工事費などが発生をします。都会においては数百億となります。さらに、施設や建物が完成してから発生するランニングコストも非常に大きな金額となります。現に、立科町の30年度事業に、権現の湯の改修工事には3億の費用が投入されました。ランニングコストは施設や建物が竣工してから利用、運営する限り発生するものですから、数十年単位で累積することになります。施設は、建設から数十年間運用するまでの間に、莫大な費用が投入されることとなります。効果的な施設運営は、当然ながらそれ以上に、経営的視点が重要に

なってくると思われます。

町長に質問します。公共施設等総合管理計画に基づき、令和2年までには個別施設計画を策定します。持続可能な町づくりの根幹ともなる公共施設ファシリティーマネジメントの考えを伺います。

議長（森本信明君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

平成29年の3月に策定された公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の具体的な長寿命化や統廃合を含めた施設のあり方を示す個別施設計画である、公共施設長寿命化計画を現在、策定しております。

さて、国、自治体が総人口減少時代へと移行しており、当町としても、人口減少の速度が緩やかにしていくというためには総合戦略等に取り組み、成果も出てきてはおりますけれども、将来の人口減少は決して避けられるものではないという認識を私はしております。

当然のことながら、人口減少の速度を緩やかにする努力は、もちろん今後も継続をいたしますけれども、人口減少がしたとしても将来にわたって持続可能な行政サービスを維持することを今から備え、行政運営を行うことが重要であると捉えております。議員、先ほども申されましたけども、ランニングコストという問題、これは必ず今後大きくのしかかってくる問題であるというふうに思っておりますので、このことから、固定費とも言われる公共施設等の維持管理経費や、老朽化に伴う改修更新費用を今から計画的に抑制していく必要があると私は考えております。

今、議員質問の公共施設ファシリティーマネジメントの関係でございますけれども、これにつきましては、当然のことながら意味合いは、経済活動が一つの大きなウエートを占めてくるんだろうというふうに思います。資金を新たな価値を生み出すため、経営戦略の視点から、業務用不動産を最適な形で保有、運営、維持する手法を公共施設に取り入れることは、大変重要だと私も思っております。この問題は本当に町民挙げて、もちろん議会の皆さん方にもしっかりとご議論いただき、このことを今後、十分、研究する必要があるというふうに私も思っておりますので、お答えをさせていただきます。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 平成29年3月に、この公共施設等総合管理計画という計画書が完成をしました。私は、今回の質問は全てこの計画の中から質問をさせていただくところでもありますけれども、先ほど町長も、これから先の維持管理またランニングコストには

大変注視をしていただいております。

そこで、企画課長に質問をいたします。公共施設等の計画を、29年3月に策定をされましたが、この基本方針や今後の公共施設のあり方に対し、町民のニーズや意見などを知るために、アンケート調査を行ったかどうか。また、行っていなければ、時遅くではありますが行うべきではなかったかと思います。

近隣の小諸市の図書館等、また当時から当然議論をされたんでありましょう。庁舎、そして病院と全て複合施設として、今回、立ち上がっておりますが、その小諸市におきましては、平成28年度に小諸市の公共施設等に関する市民アンケート調査ということを行って、その結果をもとに計画が進んでいるようになっています。

そこで、立科町のこの公共施設等総合管理計画は、公共施設等に関する町民のアンケート、この調査の予定はありますでしょうか。伺います。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在、策定しております、個別施設計画である公共施設長寿命化計画は、公共施設全体を把握して長期的な視点で、更新、統廃合、長寿命化、除却などを計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を図るため、昨年度と今年度の2カ年をかけて策定しております。

昨年度は施設の劣化調査、躯体の健全性の評価を行い、施設関連経費と修繕履調査、ソフト面の利用状況等重要度の評価を行い、施設の現状把握、分析を整理いたしました。

今年度は、その評価内容や対策費用の試算をもとに、施設類型ごとに建物の今後の方向性を検討し、長寿命化のための目標年数や改修周期、保全の方針の考え方を踏まえた施設整備方針を計画書にまとめていく予定です。

現在も町民アンケートは行っておらず、素案としてまとまったところで、パブリックコメントにより町民の皆様からはご意見をいただく予定ではございますが、住民アンケート調査は考えておりません。しかし、施設の廃止や統廃合、複合化が考えられるものについては、その方向性について、住民参加による議論を進める必要があると捉えております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 町民の皆様は、やはり意見を聞くというのが、そのパブリックコメントでいいかどうか。そういう形でいいかどうかというのも、当然、議論はされたことだとは思いますが、やはり積極的な呼びかけ等をしていかなければ、意見は集まってこないと思います。それはやはり通常、このパブコメにやる場合は、この資料はホームページ等で載せるんでしょうかね。そうすると、当然、ホームページを見る方のみの世界になりますし、じゃあ、それ以外の方にどのようにご意見を伺うかとなる

と、小諸市がやったのは町民アンケートということで、無作為にアンケートを送られたんでありましようが、やはりそのような形とはちょっと、今回のパブコメは違ってくると思います。

ですが、もうこれは時がたっておりますので。個別計画を策定していかなければいけないときですので、前に戻るわけにはいきませんので。これからいろいろな事業計画を立てる中で、町民の皆様の声をどのように吸い上げるかというのは、やはり真摯に、また積極的に考えていただきたいと思います。

次に、総務課長よろしいでしょうか。ちょっと質問を事前にお伝えしていなかったかと思うんですけども。

この公共施設等総合管理計画に関しましては、過去に同僚議員も大変心配をして、積極的な質問をやってくれた経過があります。今年度はそこからさらに踏み込んで、個別計画に移っていくわけですが、当時の質問等の中に、やはりその財源の裏づけが必要ということ、同僚議員はしっかりと指摘をしてくれています。

今回、平成30年度の決算におきまして、公共施設等整備基金というのを1億円積み上げております。今年度の計画は、昨年に行ったが、今年度の積み上げはないのかどうか。また、公共施設の適正な管理を行うには、当然、財源の裏づけが重要であります。その財源についてどのように考えておられるか、総務課長に伺います。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） お答えします。

いわゆるハード事業を行うには、財源の問題は切っても切れないものがあるかと思えます。ご承知のように、町に潤沢な財源があるわけではありませんので、優先順位をつけて各種事業を実施しているところでございます。基金があるとおっしゃる方もいらっしゃいますが、基本、基金については使ってしまうと、元に戻すことは難しいということがございます。使い方は慎重に考えていかなければなりませんし、特定目的基金は、当然、使途が決まっております。

現在、公共施設等総合管理計画に基づく、個別施設計画の策定が進められており、その結果を見ることによりまして、財源の配分を考えていかなければならないと考えております。施設が老朽化してきているものも多く、長寿命化には多額の費用がかかることが予想されます。先ほど議員もおっしゃったように、昨年度、公共施設等整備基金、1億円の積み立てをしましたが、とても間に合うものではありません。利用できる特定目的基金や、国、県の補助金、起債等を活用する中で、事業の優先順位をつけて財源の手当てをすることになろうかと思います。

公共施設等整備基金ですが、本年度については、まだ全体の剰余金っていいですか、ある程度積めるような見込みにならないと、基金の積み立ては難しいかなというふうには考えております。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 総務課長ご心配のとおり、本当に財源が一番であります。

そこで、この公共施設等総合管理計画にかかわる、総体的に見える化でありますけれども、実は最初の計画の提出は、総務課で説明をしていただきました。その後、個別計画になった場合、今、企画課が担当をされて、2年にわたって予算を計上されています。

そうしますと、今後です。横断的に課を超えて管理をしていかなければいけない、この計画でありますけれども、その管理していく体制づくりはどうかという質問をいたします。

なかなか、どちらがっていうところが私は読み解けないんでありますけれども、私は財政を裏づけとして欠かせないものであるならば、やはり横断的に課を超えて管理をしていくのは総務課の事業と思っておりますが、これはどちらに答弁をいただいたらよろしいでしょうか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

この策定中の計画は、町営住宅、道路、橋梁、上水道、下水道は、既に所管課で策定する個別施設計画が先行しておりますので、これらは含まれずに、庁舎、教育施設、その他の計画となります。

計画策定後の管理体制につきましては、公共施設の全庁的、総合的な管理を進めるべきと考えますが、現在、計画策定中であり、先行した個別施設計画を含めた管理体制にするのかも踏まえて、現在検討しております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） こちらの総合管理計画の中には、36ページになりますが、フォローアップという、やはり計画は立てます。立てますが、それを実行して、評価をして、最終的には改善をしていくというPDCAサイクルを随時行っていくようになります。見直す期間も、この計画そのものが大変長期的なものでありますが、当初立てた計画がどのような状況になるのかっていうのは、やはり実行してみなければわからない部分も多いかと思えます。

そのフォローアップを行い、そして見直しを行って、改善をしていくんですが、「議会への報告、そしてホームページへの掲載により町民へ公表します」と。この36ページの、フォローアップの実施方針のところに書かれていました。これらを全て、今後は企画課でやっていくという理解でよろしいでしょうか。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

PDCAサイクルの期間、見直し等については、現在、計画策定中であり、今後、検討して、計画の中に位置づける予定です。ですが、議会への報告や町民への公表は、

当然行っていくべきと考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 冒頭申し上げたとおり、本当にこの公共施設等は町民の生活に大変密着しております。やはり町民の安心安全のためにも、ともに考えていただくものでありますので、PDCAサイクルの期間、見直し、そして議会への報告や町民への公表というのは、きちんと行っていただくことを望みます。

それで最後に、町長にお伺いをします。この総合管理計画の中には削減目標、要するに、今後18年間で公共施設の床面積を5,000平方メートル縮減をしていくという目標が載っています。それでは、その5,000平方メートルってというのは、どれぐらいの広さかと思ひまして、私もこの資料から足し算をしましたところ、まず、大変広い面積であります。現在、建物として使われていない、議論になっている保育園3園の合計であります。この3園の合計が2,086平米となります。そして、同日、統合されて立ち上がった、たてしな保育園は、これはとても上手に建てたと思うのは、1,856平米で、ほぼ3園が1つになったぐらいの延べ床面積になっております。

ただし、先ほど言った5,000平米をどのように減らすかということになってきますと、その対象の広さを見ますと、例えば、ないんです。5,000平米が。ここにいう場所はありません。それで、いろんな施設を合計していかなければ、5,000平米には満たない。どれぐらいの広さを言うかということ、立科町の体育センターは1,196平米となっています。体育館の広さが約1,200であるならば、この5倍ぐらいの床面積を減らしていかなければ、目標には達しない。また、これから将来に対して、町民に負担になってくるということでもあります。

これから、中央公民館や老人福祉センター、いろいろなものの検討が行われてきますが、それでも中央公民館が1,274、老人福祉センターは982。これを統合しても、決してこの面積は狭くはないわけですね。やはりこれだけの広さは最低でも必要となると、統合して、さらに縮小して、他の施設も延べ床面積を減らして、5,000平方メートルにどんどん縮減をする道筋をつけていかなければいけないということでもあります。

これは、今後18年間で目標を立てておりますが、大変な数字だと思います。このあたり、やはり、もう保育園の3園に関しましては、私はきれいにして、この目標を、目標が主ではありませんが、維持管理経費を削減するためにも重要なことではないでしょうか。町長は、このあたりをどのように思われますか。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをいたします。

まず、核心に入ります前に、今、議員おっしゃったことから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

私も、塩漬けになっています保育園跡地、これについては、やはり公共施設としてどうしても必要だということが十分議論される部分においては、その場所を変えるということはできませんので、そここのところの有効活用は必要かと思いますが、でき得ることであれば、肩の荷を軽くしたいと。そのためにはどうするのかという議論になってまいりますので、その辺のところも含めて、やっぱりそういった塩漬けになっている公共施設のありよう、これは十分これから議論をしていかなければいけないというふうに思います。

実は、この人口減少による将来コスト、負担コストの増という問題が、今、最後のところで私に問うてきたというふうに思っておりますが。これにつきましては、公共施設等総合管理計画では、公共施設等を全体で、平成23年から27年までの5年間に於ける町民1人当たりの公費にかけた投資的経費は、年平均3万8,266円でありまして、平成28年度から40年後の推計を令和12年（2030年）の推計人口6,592人で割り返しますと、町民1人当たりの年平均は23万6,650円に膨れ上がるわけで、これは倍率に直しますと、6.2倍に相当する負担増になるという試算になるわけでありまして。長期的な視点を持って、公共施設等の利活用の推進や統廃合、長寿命化の施設を計画的に行って、これから全庁的、総合的な管理を推し進めていかなければ、将来にわたって持続可能な行政サービスをしていくことは非常に難しいであろうというふうに思いますし、大変ハードルが高い問題だと認識をしております。

その点についても先ほど来のお話の中にもありますが、やはりランニングコストの削減、できるだけ、今後大きなものをしよい込むということではなくて、でき得るだけ活用できる、民間もそうですが、活用できるところは活用する。そして、縮小できるところは縮小する。ただし、複合的な施設においては、いろんなご議論があります。いろんな団体等の問題等も議論があると思います。そういったこともひっくるめて、やっぱりしっかりと効率的、効果的な行政運営のできる施設の策定をしていかなければいけないだろうと、このように考えております。

以上です。

議長（森本信明君） 榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） この質問をまとめていきます。

公共施設等総合管理計画・個別施設計画は、計画を立てるのは現在の人間です。将来の維持管理に対し、負担が影響するのは、今、生まれた子供、幼児、小中学生の子供たちです。20年後、30年後の町民たちがその負担を負っていきます。私たち現在の町民は、将来の町民に対し、無責任であってはならない。子や孫の世代に大きな負担を押しつけないために、今、私たちができること、しておかなければならないことを丁寧に、迅速にやらなければなりません。そして、何より地域づくりに不可欠なのは、町長、職員の皆さんです。皆さんが本気になって動かなければいけません。

私は、決算に出てくる健全化判断比率の黒字のため、数字にあらわれない他の比率

が気になるところです。今後、公共施設等総合管理計画の個別施設計画が策定されてきますが、立科町独自の財政規律も決めておくべきではないでしょうか。数字にあらわれないからといって、のんびりできる財政状況ではないと思います。公共施設等総合管理計画は、将来の町民の安心安全を確保するための計画です。町長の強力なリーダーシップのもと、職員のパワーに期待をします。

以上。

議長（森本信明君） これで、11番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午後3時42分 散会）